

国際農林水産業研究センター

現地での実証調査や住民参加型の手法を取り入れるなど、研究成果の普及・展開可能性の確認のための活動を強化。

産業技術総合研究所

知財の統合と異分野間融合により産業技術の価値を高めることを目的として、複数の研究ユニットの知財の統合、融合化のためのユニット横断的なプロジェクトを実施。

表 2-123 その他の研究開発力強化・研究開発等の効率的推進へ向けた取り組み

法人名	その他の取り組み
沖縄科学技術研究基盤整備機構 情報通信研究機構	
酒類総合研究所	
放射線医学総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターの機動性を高めることを目的の1つとして、契約業務の分任制の導入を開始し、少額案件についてはいわゆる現場発注を可能とした。また、前年度に引き続き、任期制短時間勤務職員の採用を各センター長の裁量に委ねるとともに、センター長等調整費を配分して、センター長主導の事業進捗を可能とした。 ・短期間で一定の研究成果が期待される分野を構築する必要が出てきた場合においては、理事長調整費による研究事業として資源を配分することにより、速やかに対応することとした。主な研究事業として、問題提起・探索型の研究の実施、および国際対応機能の体制整備といった社会的要請に基づき国際オープンラボラトリーを設置し、外国人研究者の受け入れ体制を整備した。 ・職員が職務の遂行上必要な資格および職務上取得が望ましい国家資格の取得を推進することを目的とする奨励制度の設立について検討した。
防災科学技術研究所	<p>研究開発力強化・研究開発等の効率的推進へ向けた取り組みとして、保有特許の市場性調査及び事業展開調査等を行い、知的財産の有効的な活用を図っている。</p> <p>また、理事長のリーダーシップの下、社会のニーズに留意し、基礎研究及び基盤技術開発に係る所内競争的研究資金制度により、研究開発課題を厳選して実施している。</p>
物質・材料研究機構	<ul style="list-style-type: none"> ・事務部門の横断的業務や問題点の改善に資するため、事務部門業務セミナーを定期的で開催し、研究活動の支援体制改善に取り組んでいる。 ・平成20年度より、干現・並木・桜地区間の定期連絡便を増便することにより、各地区間の緊密な連携、および連絡体制の強化に取り組んでいる。
理化学研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・所内のファンドにより、所内組織間や研究分野間の連携を促進し、領域を超えた新たな研究分野や相乗効果が発揮できる課題や、将来的に社会的要請が高まる可能性のある研究課題や萌芽的研究課題及び緊急性の高い研究課題を実施している。 ・理化学研究所内部で既に実施されている萌芽的研究能力又は潜在的研究能力や研究者の意欲を引き出し、理化学研究所の幅広い研究ポテンシャルを活用する観点から、関係する研究者を集めたワークショップも開催している。ワークショップの対象となる課題は、関連した研究密接な連携を進めることにより飛躍的な研究成果が期待できる課題や海外研究機関との連携など、全所的に取り組むべきテーマである。 ・国際的な連携も促進するために「理研カンファレンス」として、特定なテーマを選定して、世界中から注目すべき若手研究者を中心に集めた研究会も開催している。 ・理研として戦略的に実施すべき研究については、トップダウンでテーマを設定して、研究を推進している。
海洋研究開発機構	<p>平成19年度より、機構内公募(助成制度)として「実用化展開促進プログラム」を創設し、研究成果の社会貢献やイノベーション創出のための実用化を支援している。</p> <p>研究開発能力の向上及び経営・管理能力の強化の観点から、組織改編を随時実施。第2期中期目標期間の開始にあたり、平成21年4月には、これまでの組織を大幅に見直し、それぞれの業務特性に応じて、研究部門(機構の研究を実施する部門)、開発・推進部門(機構業務の基盤となる技術開発を実施するとともに、施設設備の供用、普及広報等、国民や社会に対して直接的な業務を行う部門)、運営管理部門(機構の経営をサポートし、組織全体を円滑・適正に運営するための業務を行うとともに、経営者や職員に対してサービスを提供する部門)に再編した。</p>
宇宙航空研究開発機構	<p>経営層による定期的なプロジェクトの進捗状況の確認等を通じて、コストの増大を厳しく監視し、計画の大幅な見直しや中止をも含めた厳格なプロジェクト管理を行っている。また、各プロジェクトは、基本設計や詳細設計終了時など適時適切に、外部の有識者によるレビューを実施している。</p> <p>プロジェクト化に至る前の研究段階については、機構横断の研究評価委員会を設置し、意義や緊急性の高い研究テーマがより優先的に資源を獲得するよう、機構全体で競争的に資金配分を行うマネージメントを20年度より開始した。</p> <p>技術的難度の高い課題を有するプロジェクトについては、経営層がその必要性を判断した上でプロジェクトチームを組織し、プロジェクトに移行する前に適切な資源(資金、マンパワー)を配分して十分な技術的リスクの低減(フロントローディング)を実施するマネージメントを行っている。これにより、プロジェクト移行後に不具合が発生し、コストの大幅な増加やスケジュールの遅延を生ずることを回避することが可能となり、効率的に開発を進めることができる。</p> <p>また、専門技術部門の強化に努めるとともに、必要最小限の人員により構成されるプロジェクトチームを専門技術部門が全社横断的に支え、効率的かつ確実にプロジェクトを遂行可能とする組織体制(プロジェクト組織と専門技術研究組織のマトリクス化等)を構築し、運用している。</p>
国立科学博物館	
日本原子力研究開発機構	<p>先行特許の探索は、特許出願時に特許の進歩性を確認し、先行特許に抵触しない特許の内容(明細書、請求項)とするために実施している。</p>
国立健康・栄養研究所	<p>該当なし</p>
労働安全衛生総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等との共同研究等による特許取得及び商品開発を推進している。また、有識者からなる労働安全衛生重点研究推進協議会を設け、この分野で今後必要となる研究課題の洗い出しを行っている他、労働安全衛生現場のニーズ把握のため、実務者との情報交換会の実施、研究者の企業等への訪問等を積極的に実施している。
医薬基盤研究所	<p>研究機器の共用を進めることを目的に、共用機器室を設置し、研究者を配置した。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人産業技術研究所との共同研究や連携を円滑に推進するため、同研究所と包括的な研究協力協定を締結。
農業生物資源研究所	<p>平成19年度よりオープンラボとして運用を開始したマイクロアレイ解析室に加えて、日中共同によるカイコゲノム塩基配列解読情報の公開を受けて、カイコの遺伝子クローニング、マイクロアレイ解析、遺伝子組換えカイコ作成を支援するオープンラボ「昆虫遺伝子機能解析関連施設」を開設した。これにより、生命科学・ゲノム研究のさらなる発展と研究成果の社会還元が進むことを期待している。</p> <p>研究情報の収集・提供においては、さらなるオンライン化と購読対象誌の拡張を進め、情報共有システム(グループウェア)においては、組織情報、課題情報、会計情報、文書情報、施設管理情報、共同研究情報、特許情報等をデータベース化し、職員の権限に応じて最新のデータにアクセスできるようにするなど、研究業務をサポートする情報システムの充実を図っている。</p>

法人名	その他の取り組み
農業環境技術研究所	平成 20 年度に「研究課題の重点化に向けた点検」を実施し、21 年度の研究推進体制の再編及び年度計画の内容等に反映させた。また、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改定を踏まえ、研究課題評価の最終段階である評議会の評価指針を策定し評価方法を明確化するとともに、評価結果を資源配分に反映させた。さらに、平成 14～18 年度に公表した「普及に移しうる成果」についての利活用状況を追跡調査し、研究課題の重点化に向けた点検にも活用している。
国際農林水産業研究センター	平成 20 年 4 月 1 日に（独）緑資源機構の海外農業開発関連業務を承継し、農村開発調査領域を新たに設置した。同領域は、海外の現地での実証調査や住民参加型の手法を取り入れ、開発途上地域の持続可能な農業開発手法を確立するための調査プロジェクトに取り組んでおり、いくつかのプロジェクトにおいては、同領域と他の研究部門との連携作業を進めている。このように、研究成果の現地での普及・展開可能性の確認のための活動への取り組み態勢を強化した。
森林総合研究所	各種の研修を通じた専門技術の習得や学位取得に向けた取組など人材育成における取組を強化している。
水産総合研究センター	<p>研究開発を効率的に推進するため組織の再編を柔軟化し、平成 19 年度には中央水産研究所内に海洋生態系モデル研究推進と海洋観測データの一元的収集・解析のための海洋データ解析センターを創設した。</p> <p>急速に変化する社会的ニーズに迅速に対応するため、バーチャル研究組織制度を創設し、全センター挙げてまぐろ研究へ取り組むために平成 19 年 2 月に「まぐろ研究所」を立ち上げた。</p> <p>研究成果の社会普及を一層加速するため、平成 20 年 4 月社会連携推進本部を立ち上げ、外部機関との連携・共同及び当センターが保有する知的財産の普及・活用の推進を行うとともに、社会連携の推進に必要な情報の収集・分析や、外部機関等からの相談等へ対応。</p> <p>評価手法の効率化及び高度化を図るため、2008 年度に研究活動データベースの構築について検討を行った（2009 年度に導入予定）。</p> <p>評価の大綱的指針改定、研究開発力強化法制定に対応して、評価制度の改善に向けた検討を行った。</p>
産業技術総合研究所	<p>・先行技術調査環境の整備</p> <p>発明者自身が先行技術調査を実施することで、知的財産取得の戦略的取り組みや波及効果の大きい知的財産の創製が期待できることから、研究者が活用しやすい特許情報検索システムを新たに導入し、個々の発明の質を高める活動を行った。</p> <p>・IP インテグレーションの取り組み</p> <p>知財の統合と異分野間融合により産業技術の価値を高めることを目的として、複数の研究ユニットの研究成果である知財をシナリオに基づいて統合、融合しユニット横断的なプロジェクトとして取り組み、追加研究の成果を含めた特許ポートフォリオを構築してポテンシャルを高めた後に、一つの産業テーマとして安定的かつ的確に技術移転を図る取り組みを行っている。</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>我が国の石油開発関連企業約 30 社の個別技術協議会を毎年度開催し、短期及び中長期の重要技術課題についての意見交換を行い、研究開発の方針策定に役立てるとともに、これら企業の有する現場の活用、人材の交流などによる効率的な研究開発を進めるために、共同研究の具体的な案件の発掘を進めている。</p> <p>また国際的な競争の場である海外産油国において、それら産油国の国営石油会社との共同研究などを進めることにより、研究者が海外の石油会社との競争を明確に意識するとともに、研究の成果が国営石油会社によって国際的な場で評価されるような形となっている。</p> <p>また、金属資源開発部門では、大学、研究所、企業との共同研究を積極的に実施している他、一部の研究開発事業において、評価とは別に外部有識者による研究推進委員会を設置し、助言を得ている。</p> <p>また、上述の外部有識者から構成される委員会を設置し、助言を得ることにより、技術開発実施の効率化及び有効化を図っている。</p>
土木研究所	・研究成果の普及、知財を担当する組織であるつくば中央研究所技術推進本部及び寒地土木研究所寒地技術推進室を設置し、成果普及等に係る研究チームへの負担を軽減している。
建築研究所	
交通安全環境研究所	<p>研究者評価を次の手順により実施している。</p> <p>対象年度の被評価者の活動内容を、研究所が行うべき使命の重要度に応じて最高点が割り振られた業務の区分要素（規定した表）ごとに調査する。被評価者は各区分要素について、当該年度の実施計画、目標、達成内容を所定の申告書式に記載して提出する。一方、評価者はその内容を適宜ヒヤリングし内容を掌握する。</p> <p>領域内の管理職（領域長、副領域長）は、申告書や個別の調査をもとに、各区分要素の実績をその量と質及び所属の所属等級への期待値を考慮して採点し、その理由も評価書に記入する。採点は各区分の割り当て最高点（評価年度の初めに年度計画に基づいて研究所が決定し公表する）を超えない範囲で決定する。各区分要素点を合計した値を 1 次得点とする。</p> <p>各被評価者の 1 次得点を領域内での相対評価値にするため、領域対象者の中で正規化した数値に置き換える作業を行い、このポイントを各領域の 1 次評価点として、2 次評価者（理事）に送る。</p> <p>2 次評価では、各領域で担当した業務量や実績度の絶対値とその貢献度に応じた実績応分手当が個々に反映されるように、1 次評価結果に対して領域間のレベル補正を行う。</p> <p>その結果に対して、全所的判断、領域横断業務への考慮などを入れた 2 次評価者の判断による個人別修正を行う。</p> <p>上記の 2 次評価の処理結果に対して、理事長が各研究者の評価の最終決定を行う。</p> <p>この評価点をもとに翌年度の実績手当額を決定し、各月の給与に分割して支払う制度を実施中。</p>
海上技術安全研究所	
港湾空港技術研究所	
電子航法研究所	内部評価委員会における評価結果に基づき、2 課題を延長、1 課題を中止するなど所要の措置を講じた。この対応ぶりについては外部有識者である評議員から高い評価を得ている。
国立環境研究所	研究調整費（理事長枠）を設けて、調査・実験等の研究を行う必要性が緊急に生じた場合に研究費等を配分している。

2.9.4 研究上の不正行為等への対策

(1) 研究上の不正行為防止への取り組み

(a) 取り組み状況

研究上の不正行為への対応に関する方針、基準、規程（規程）等を策定している法人は26法人であり、策定予定と回答した法人が2法人であった。また、不正告発対応窓口の設置している法人は27法人であり、策定予定と回答した法人が1法人であった。ほとんどの法人で研究上の不正行為への対応がなされていた。

(b) 取り組み内容

研究上の不正行為への対応の内容を整理すると、ほとんどの法人において、総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、科学技術・学術審議会などから出されているガイドラインや通達などをもとに、職員の行動遵守や告発窓口の設置などに関する内部規定やマニュアルを定め、それらのコンプライアンス活動を推進するための部署を設置している。また、セミナーなどによるコンプライアンス意識の向上に向けた研修活動も行われている。

表 2-124 研究上の不正行為防止への取り込み状況

法人名	1. 研究上の不正行為への対応に関する方針、基準、規程(規程)等の策定		2. 不正告発対応窓口の設置	
	2007	2008	2007	2008
沖縄科学技術研究基盤整備機構	2	1	2	1
情報通信研究機構	1	1	1	1
酒類総合研究所	1	2	1	2
放射線医学総合研究所	1	1	1	1
防災科学技術研究所	1	1	1	1
物質・材料研究機構	1	1	3	1
理化学研究所	1	1	1	1
海洋研究開発機構	1	1	1	1
宇宙航空研究開発機構	1	1	1	1
国立科学博物館	1	1	1	1
日本原子力研究開発機構	1	1	1	1
国立健康・栄養研究所	2	1	2	1
労働安全衛生総合研究所	2	2	2	1
医薬基盤研究所	1	1	1	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1	1	1
農業生物資源研究所	1	1	1	1
農業環境技術研究所	1	1	1	1
国際農林水産業研究センター	1	1	1	1
森林総合研究所	1	1	1	1
水産総合研究センター	1	1	1	1
産業技術総合研究所	1	1	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	2	1
土木研究所	1	1	1	1
建築研究所	1	1	1	1
交通安全環境研究所	1	1	1	1
海上技術安全研究所	1	1	1	1
港湾空港技術研究所	2	3	2	3
電子航法研究所	2	1	2	1
国立環境研究所	1	1	1	1

1.策定 / 設置している	24	26	22	27
2.まだ策定 / 設置していないが、今後策定 / 設置予定	5	2	6	1
3.まだ策定 / 設置していない(現時点で策定 / 設置予定なし)	0	1	1	1
合計	29	29	29	29

表 2-125 研究上の不正行為への対応をしていない理由

法人名	未実施の理由
沖縄科学技術研究基盤整備機構	
情報通信研究機構	
酒類総合研究所	研究上の不正行為への対応に関する方針、基準、規程等の策定作業が遅れている。
放射線医学総合研究所	
防災科学技術研究所	
物質・材料研究機構	
理化学研究所	
海洋研究開発機構	
宇宙航空研究開発機構	
国立科学博物館	
日本原子力研究開発機構	-
国立健康・栄養研究所	
労働安全衛生総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・ データのねつ造等研究上の不正行為防止のため、厚生労働省指針(研究活動の不正行為への対応に関する指針)を職員に周知するとともに、同指針等に基づき不正告発対応窓口を設置している。 ・ 研究上の不正行為の予防的対策としては、不正告発窓口の設置、職員に対する研修・情報提供等を除き、有効な対策を打ち出せていない。
医薬基盤研究所	
農業・食品産業技術総合研究機構	
農業生物資源研究所	
農業環境技術研究所	
国際農林水産業研究センター	
森林総合研究所	
水産総合研究センター	
産業技術総合研究所	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
土木研究所	
建築研究所	
交通安全環境研究所	該当なし
海上技術安全研究所	
港湾空港技術研究所	平成 23 年の統合の準備中であり、その一環での検討を考えている。
電子航法研究所	
国立環境研究所	

表 2-126 研究上の不正行為防止への取り組み内容

法人名	取り組み内容
沖縄科学技術研究基盤整備機構	内部の不正を防止するため、内部通報規程を策定した。
情報通信研究機構	不正に関する申立を受け付ける対応窓口を設置し、申立を受けて不正の有無についての調査等を行い、不正があったと認定された場合には、処分や研究費の返還請求といった措置を講ずることとしている。 当該制度について、職員に対し制度趣旨や仕組み等に関する説明の機会を設けて周知徹底と不正行為の未然防止を図っている。
酒類総合研究所	研究活動における捏造・改ざん・盗用に関する告発・相談等の受付窓口の設置、書面・電話・FAX・電子メール・面談による告発・相談に応じる体制の整備、調査委員会の設置、予備調査・本調査の実施、不正行為の有無の認定、内容の公表、措置等について規程することとしており、現在策定中である。
放射線医学総合研究所	「研究上の不正に関する適切な対応について(平成18年2月28日、総合科学技術会議)」、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン(平成18年8月8日、科学技術・学術審議会)」及び「研究活動の不正行為への対応(通知)(18文科科第407号、平成18年8月31日、文部科学省)」に従い、研究所に所属する研究者等による研究不正の防止を図ること及び研究所において研究不正問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的とした「独立行政法人放射線医学総合研究所における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」を設け、行動規準及び遵守事項、研究不正への対応及び措置等について定めている。 また同規程及び組織規程等において、倫理・コンプライアンス統括室の研究上の不正行為に関する窓口機能や予備調査の実施に関する機能等を定めている。
防災科学技術研究所	研究活動に関する基本方針に、「研究活動は、文部科学省から交付される運営費交付金や競争的資金を中心とした公募型の研究資金等、国民の税金を活用することにより実施されており、これら競争的資金等を不正に使用することは、研究者のみならず、研究所に対する信頼をも失ってしまうことになる」ことを明記し、機関として不正防止に向け取り組んでいる。 また、研究者行動規範においても、研究者は自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、基本方針の趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また荷担しないと謙い、研究者に周知している。
物質・材料研究機構	研究上の不正行為への取り組みとしては、各研究者、エンジニアに「科学研究上の不正行為防止について」という行動基準、遵守事項を配布し、それらに対して理解し遵守する旨、自ら署名を行う形式で不正防止を図っている。 また、NIMSの社会的信頼性の維持向上及び業務運営の公平・公正性の確保を目的として、新たにコンプライアンス規程を制定した。本規程においては、NIMSにおけるコンプライアンス推進体制、違法・不正・不当行為の早期発見のための通報制度等について定めており、研究上の不正行為だけでなく広くコンプライアンスの推進を図っている。
理化学研究所	・研究上の不正行為等に対応するため、平成17年4月に監査・コンプライアンス室を設置した。 ・不正等の相談窓口として、指名された職員が担当する相談員・セクハラ相談員制度の他、新たに弁護士による相談室も設置した。 ・平成17年10月には他機関に先駆けて「科学研究上の不正行為への対応方針」を策定し、研究活動の行動基準及び遵守事項、並びに科学研究上の不正行為に関する疑義が生じた場合の措置などを定めた。 ・不正等に関する法律問題を勉強する法律セミナーを全事業所で開催するとともに、著名な専門家による研究不正防止のための講演会を毎年開催することにより不正防止に取り組んでいる。 ・平成21年4月にはコンプライアンスブックを全ての管理職に向けて配付し、不正行為防止の啓蒙を図った。
海洋研究開発機構	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」で示された競争的資金等の外部資金に関し、研究機関側に求められている管理・監査体制等の現実的で実効性のある制度構築に関する検討及び成案のとりまとめを目的として、平成19年1月18日に「公的研究費の管理・監査体制等整備検討WG」を設置し、体制整備等の具体案の作成を行った。なお、検討にあたって、競争的資金等の外部資金に係らず、広く運営費交付金等による研究等の執行においても取り入れるべき事項がある場合、その旨具体案に盛り込み、また、検討過程において順次実施すべき事項については、実施体制等の整備を進めた。 ・科研費経理処理業務の評価交流課から経理部への移管(機関管理の徹底) ・物品取得の際の検収体制の強化(検査員の増員等) ・監査・コンプライアンス室の設置 ・航空機を使用した際の証明書類(半券又は搭乗証明書)の提出義務化 ・科研費の交付申請時の誓約書の提出義務化 ・新会計システムの導入・外部業者等の取引停止措置の明確化(契約に係る取引停止等の措置細則の制定) ・懲戒処分の対象として外部資金(機構が管理すべき資金)を追加 ・行動規準の改正(外部資金の適正執行の確保及び不正使用防止の追加) ・競争的資金等における研究資金の管理等に関する規程の制定(管理等規程) ・研究資金の不正使用に係る調査等実施規則の制定 ・体制整備等の実施状況報告書の提出 ・管理等規程、責任者等の機構HPでの外部公表 ・不正防止計画の制定及び実施 なお、不正防止計画において毎年度競争的資金等の内部監査を実施し、当該経費が適正に執行されているか、またモニタリングにより不正防止計画に則り執行し、管理業務が実施されているか確認している。 また、必要に応じて各競争的資金制度に基づいた説明会等を開催し、職員等に周知徹底するとともに、競争的資金等以外の運営費交付金等についても競争的資金等と同様の考えに基づき機関管理を行っている。
宇宙航空研究開発機構	文部科学省の科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日)に対応して、「宇宙航空研究開発機構における研究の公正な推進のための研究者行動規範」を定め、これを周知徹底すると共に、「研究活動における不正行為に関する規則」(規定第19-72号)を定め、研究不正行為への対応に関する責任者及び研究不正行為に関する告発窓口の設置、研究不正行為に関する調査等の不正行為の取扱いに関して必要な事項を制度として規定している。
国立科学博物館	「独立行政法人国立科学博物館において研究活動に携わる者の行動規程」を策定するとともに、「国立科学博物館における研究活動上の不正行為に関する取扱い規程」を定め、研究活動及び公的研究費の運営・管理体制及び不正行為に関する告発や相談を受け入れる体制を整備している。告発を受け入れた際には、予備調査、本調査を実施し、不正の事実が認められた場合は研究費の使用中止・返還、論文等取り下げ勧告等の措置を行うとともに、懲戒処分等の措置を行うものとするとしている。規程や規程、告発受付窓口等、これらの取り組みについてはホームページ上で公表している。
日本原子力研究開発機構	原子力機構では、「研究活動の不正行為への対応について」(平成18年8月31日付け文部科学省科学技術・学術政策局長通知)に基づき、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日付け科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書)を参考として、研究開発活動における不正行為の防止(ねつ造、改ざん、盗用)を防止するとともに、不正行為に関する告発がなされた場合にはこれに適切に対応するため、以下のような取組を行っている。 (1)「研究開発活動上の不正行為の防止に関する行動規程」を平成19年12月1日付けで制定し、原子力機構の職員等が研究開発活動上の不正行為に関与しないよう、その行動基準や遵守事項を定めた。 (2)内部規定「研究開発活動不正行為告発規程」及び「研究開発活動不正行為告発事案調査委員会の設置について」を平成19年12月1日付けで制定し、原子力機構における研究開発活動に係る不正行為に関する告発方法及び告発があった場合の必要な手続を定めた。 告発については、法務室が受付窓口となり、法務担当理事を委員長とする調査委員会において必要な調査が行われる。調査結果は理事長に報告され、不正行為が行われたと認定された場合には、論文の取り下げ勧告、研究費の執行停止等の措置を講ずる。 (3)コンプライアンスに関する研修等において研究開発活動上の不正行為の防止をテーマとして取り上げ、職員等の意識啓発を図っている。
国立健康・栄養研究所	当研究所における研究の不正行為の防止及び不正行為があった場合の対応について、「不正行為の防止及び対応に関する規程」を策定し、職員へ周知している。 具体的には、適用範囲、禁止行為、資料の保全、研究倫理統括者、研究不正行為の申立て方法、調査委員会の設置、不正行為があった場合の措置等について定めている。 また、「公的研究費運用・管理規程」により通報窓口(事務部庶務課)を設置した。窓口の長は最高管理責任者へ報告を行い、最高管理責任者は必要と認める場合は「公的研究費調査委員会」を招集し、適切な対応を行うこととなっている。
労働安全衛生総合研究所	・科研費補助金等取扱規程等に基づき、不正告発対応窓口を設置するとともに、研究所HPから不正告発のための匿名の通報ができるようにしている。

法人名	取り組み内容
医薬基盤研究所	研究不正の防止に関する規程を制定するとともに、不正告発のための窓口を設置し、ホームページから告発可能としている。
農業・食品産業技術総合研究機構	「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)を踏まえ、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における試験研究の不正行為の取扱いに関する規程」(平成19年7月1日付19規程第107号)および「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における委託試験研究に係る不正行為の取扱いに関する規程」(平成19年7月1日付19規程第108号)を制定し、理事(研究管理担当)を総括研究管理責任者、各研究所等の長を研究管理責任者とするともに、本部および各研究所等に不正行為通報窓口を置く等の体制整備を行った。また、これらの規程、研究管理責任者等の氏名、通報窓口等をホームページに掲載し、機関内外に公表した。
農業生物資源研究所	憲章、行動規範を作成し、所内外に公表するとともに、研究倫理規程を策定し、具体的な統括者や申し立ての手順を所員に周知している。また、研究費の不正に対する通報窓口をHP上に開設している。
農業環境技術研究所	当研究所の行動憲章において、「研究活動を通じた不正はあってはならない」との決意を表明している。また、「研究活動の不正行為への対応に関する規程」により、告発者及び被告告発者の取り扱いや、研究資金の打ち切り・返還等について定めるとともに、研究不正の告発受付窓口を設置している。
国際農林水産業研究センター	研究活動の不正行為防止への取り組みとして、当法人の「研究活動の不正行為への対応に関する規程」に基づき、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)に関する告発窓口を設置し、受付を行っている。これに関する情報をJIRCAS ホームページに掲載しているが、平成20年度に告発はなかった。
森林総合研究所	研究上の不正行為を防止するため、「独立行政法人森林総合研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を整備し、告発窓口をホームページ上で公開している。また、「独立行政法人森林総合研究所における公的研究費等の管理・監査の実施要領」を施行して研究費の適切な管理を行っている。
水産総合研究センター	昨年度までの取り組みを継続している。
産業技術総合研究所	役職員の行動理念を定めた「産総研憲章」を制定(平成17年1月)。また、研究者が研究活動を行う上で基本となる規則や基準となる考え方を示した「研究者行動規範」を策定、公表(平成18年1月)。 コンプライアンス意識向上に向けた取り組みとして、各種研修を実施。 規程類等については、職員等の倫理保持に関する「倫理規程」を制定(平成17年4月)し、研究所の研究倫理に関する「研究ミスマスクへの対応に関する規程」(同年8月)及び研究所の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする「内部通報に関する規程」を制定(同年10月)している。 上記の規程類等に基づき、不正告発対応窓口をそれぞれ設置し、対応している。 なお、内部統制メカニズム強化、法令遵守等を徹底していくため、コンプライアンス、リスク管理に係る既存部署を再編統合し、「コンプライアンス推進本部」を設置(平成20年7月)。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	20年11月1日付けで「研究活動の不正行為への対応について」の内規(通達)を制定、施行。 当該通達の中で、 ・対象となる研究資金、不正行為及び研究者・研究機関を明確にすると共に告発の受付、告発等に係る事案の調査、被告告発者に対する暫定的な措置、不正行為と認定された場合の措置を規定し不正行為への早期発見及び是正並びに告発者の保護を図り、もって研究活動の公正性を厳格に確保するよう努めている。 ・通報窓口は、「監査室」とし、告発を受理する方法は、書面、電話、FAX、電子メール(専用アドレス)又は面談と規定している。また通報を受けた場合には、総務部及び当該告発に係る研究資金を所管する部署(担当部)に当該告発を回付することとしている。 ・当機構ホームページに「研究活動の不正行為への対応について」の内規(通達)を掲載すると共に告発窓口の所在等を明記し対外的にも周知している。
土木研究所	・研究上の不正への対応について必要な事項を定めることにより、研究所の研究倫理の向上に資することを目的として、「研究所の不正への対応に関する規程」を設け、研究所の業務に係る研究上の不正があると思考する者は、研究倫理統括監に申立てを行うことができ、その場合には調査委員会を設置し調査を行うこと等を定めている。 ・第三者を委員として委嘱することができるコンプライアンス委員会を設置し、より強固な内部統制の体制を構築した。 ・研究所における業務の信頼性及び公正性の確保と、高い倫理観に支えられた責任ある行動をとることを目的として、独立行政法人土木研究所行動規範を制定した。
建築研究所	内部通報に関する規程により、当初内に受け付け管理者を2名置いている。
交通安全環境研究所	研究活動の不正行為に対する申立制度及び措置等を規定した、「交通安全環境研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規程」(平成19年10月1日)を定め、研究所に研究者倫理統括者を設置し、役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者は、他の役職員等の研究所に係る研究活動の不正行為を発見したとき、又は研究活動の不正行為があると思考するに至ったときは、申立言により、研究者倫理統括者に申立てを行うことができる。
海上技術安全研究所	総合科学技術会議決定「研究上の不正に対する適切な対応について」(平成18年2月)に対応して、同年7月に所内規程を整備。 1. 対象となる不正行為 ・ねつ造・改ざん・盗用(故意でない誤りを除く) 2. 告発等の受付 ・研究者倫理統括者の設置 ・告発体制の整備 3. 告発等された事案の調査 ・予備調査委員会及び調査委員会の設置 ・上記委員会による調査及び結果の公表 4. 告発者及び被告告発者に対する措置 ・不正行為に関わる者の処分、勧告等 5. その他 ・協力義務及び秘密保持義務
港湾空港技術研究所	
電子航法研究所	コンプライアンスマニュアルに「研究不正禁止の徹底」という項目を設けている。 本マニュアルは通達として全研究員に配布(外国人研究員には英語版を配布)している。
国立環境研究所	研究上の不正行為への取組については、研究所の研究倫理の保持及び向上に資することを目的として、「独立行政法人国立環境研究所における研究所の不正行為の防止に関する規程」を平成18年9月11日に策定した。また、本規程において、研究上の不正行為に関する相談・通報窓口を設置し、不正に関する通報の受付・相談に応じることとしている。

(2) 研究費の適切な管理

(a) 取り組み状況

研究費の適切な管理のための取り組み状況については、全 29 法人で取り組まれていた。昨年度調査においては、研究費の適切な管理に関する方針、基準、規則等を策定していない法人が 1 法人あり、また不正告発対応窓口を設置していない法人が 3 法人あったため、状況は進展している。

(b) 取り組み内容

研究費の適切な管理については、ほとんどの法人において、公的研究費に関する不正使用の防止や管理運用のための規定を制定している。

具体的な取り組みとしては、研究者が経費の支出に直接関与できないようにする手続き上の措置、不正利用に関する通報窓口の設置と告発に基づく研究室の一時閉鎖を伴う調査の実施などがある。また、公的資金によらない民間などの委託研究などについても、同様の規定を設けている法人もある。そのほか、研究補助者、非常勤研究者などについて、勤務時間管理の徹底化などの対策を実施している法人もある。

表 2-127 研究費の適切な管理のための取り組みの有無

法人名	研究費の適切な管理 関する方針、基準、規 則(規程)等の策定	不正告発対応窓口の設 置	研究費の適切な管理の ための取り組み
	2007	2007	2008
沖縄科学技術研究基盤整備機構	1	1	1
情報通信研究機構	1	1	1
酒類総合研究所	1	1	1
放射線医学総合研究所	1	1	1
防災科学技術研究所	1	1	1
物質・材料研究機構	1	1	1
理化学研究所	1	1	1
海洋研究開発機構	1	1	1
宇宙航空研究開発機構	1	1	1
国立科学博物館	1	1	1
日本原子力研究開発機構	1	1	1
国立健康・栄養研究所	1	2	1
労働安全衛生総合研究所	1	1	1
医薬基盤研究所	1	1	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1	1
農業生物資源研究所	1	1	1
農業環境技術研究所	1	1	1
国際農林水産業研究センター	1	1	1
森林総合研究所	1	1	1
水産総合研究センター	1	1	1
産業技術総合研究所	1	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	2	1
土木研究所	1	1	1
建築研究所	2	1	1
交通安全環境研究所	1	1	1
海上技術安全研究所	1	1	1
港湾空港技術研究所	1	1	1
電子航法研究所	1	2	1
国立環境研究所	1	1	1

1.策定している	28	26	29
2.まだ策定していないが、今後策定予定	1	3	0
3.まだ策定していない(現時点で策定予定なし)	0	0	0
合計	29	29	29

研究費の適切な管理のための取り組みについては、
 1.実施している
 2.まだ実施していないが、今後実施予定
 3.まだ実施していない(現時点で実施予定なし)
 となる。

表 2-128 研究費の適切な管理のための取り組み状況

法人名	取り組み内容
沖縄科学技術研究基盤整備機構	「公的研究費運営・管理規程」を策定し、公的研究費の使用に関するルール及び事務処理手続き等に関して、研究支援課で支援している。
情報通信研究機構	研究費の不正使用を防止するため、金額にかかわらず研究助成金を含め機関経理を行うこととしており、研究者が直接現金を扱えないようにしている。また、科研費も委任経理により、同様に研究者が直接現金を扱うことはできないようにしている。さらに、事務処理手続き・使用ルール等に関する受付窓口を設置するとともに、職員向けの説明会を開催し、適切な管理のためのルールについて周知徹底を図っている。 機構内において行う研究活動に関し、研究費の不正使用を申し立てにより調査を行う。その際、必要に応じ、居室、実験室の一時閉鎖、出勤停止などの措置をとる。その結果に基づき、研究費の不正使用等があったと認定したときは、当該不正使用等に係る研究資金の返還請求、当該不正使用等に係る者の処分、これらの措置の公表等のうち不正の程度に応じ適切な措置を講じている。
酒類総合研究所	従来から、関係法令及び「独立行政法人酒類総合研究所研究費不正防止規程」等に基づき、公的研究費の不正防止に努めてきた。具体的には、公的研究費の不正使用等を防止するため、研究者本人が経費の支出について直接関与しない事務手続とし、また、研究補助者等の採用、勤務時間、出張については、「非常勤職員就業規則」等により管理している。併せて、具体的な不正防止事案に対応するため、規程第5条に基づき、不正防止計画を策定した。不正防止計画では、研究費の適切な管理に関する通報窓口をホームページに掲載することとしている。
放射線医学総合研究所	競争的資金等の外部資金については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿ってより十分な措置を講ずるため、平成19年11月に「競争的資金等外部資金に係る適正な使用を確保するための基本方針」を定め、基本的な行動規範、外部資金の運営・管理の責任と権限、不正発生要因の把握及び防止に関わる計画の策定と実施、不正使用の疑義発生時の対応、監査体制等に関する基本的な方針を示している。 あわせて、「独立行政法人放射線医学総合研究所における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」において、研究費の適切な管理を確保するために遵守すべき事項を定めている。 また、同規程及び組織規程等において、研究費の不正使用(研究費の不適切な経理処理や私的な流用)を含む研究上の不正行為に関する窓口機能や予備調査の実施に関する機能等を倫理・コンプライアンス統括室が持つことを定めている。
防災科学技術研究所	研究所としては、「研究機関における競争的資金等の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の方針を踏まえつつ、競争的資金等の不正使用の防止・管理に関する取り組みの基本的な方針を以下のように定めている。 1. 競争的資金等の運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確にし、研究所内外に公表。
物質・材料研究機構	研究費の管理については、各種の内部規程等に従って運用されているところであるが、競争的資金等の外部資金については、不正使用はもとより不正使用であるとの疑いをもたれる事象の発生を防止するため、「競争的資金等外部資金に係る適正使用のための基本方針」を策定している。 また、NIMSの社会的信頼性の維持向上及び業務運営の公平・公正性の確保を目的として、新たにコンプライアンス規程を制定した。本規程においては、NIMSにおけるコンプライアンス推進体制、違法・不正・不当な行為の早期発見のための通報制度等について定めており、研究費の不適切な管理だけでなく広くコンプライアンスの推進を図っている。
理化学研究所	・研究費の適切な管理に向け、平成19年10月に公的研究費運営・管理規程を制定し、不正行為に関する通報窓口も規定した。平成21年4月には同規程の公的研究費の対象範囲を外部研究資金から運営費交付金を含む研究所において管理する全ての研究資金に改正した。 ・平成20年4月に「公的研究費の執行に関する行動規範」を策定し、公的研究費の使用ルールの遵守並びに執行に関する不正疑義が発生した場合は「科学研究上の不正行為への対応方針」に準じた対応・措置を講ずることとした。 ・平成20年4月に「公的研究費の執行に関する不正防止計画」を策定し、不正を組織的要因と個別的要因に分けて、謝金、旅費、物品費については、個別のリスクとその対応方法について具体的に示しており、各管理責任者等に対しては、計画のモニタリングとその報告を義務付け、モニタリング結果の報告を行っている。 ・平成21年4月にはコンプライアンスブックを全ての管理職に向けて配付し、研究費の適切な管理に向けて啓蒙を図った。
海洋研究開発機構	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」で示された競争的資金等の外部資金に関し、研究機関側に求められている管理・監査体制等の現実的で実効性のある制度構築に関する検討及び成果のとりまとめを目的として、平成19年1月18日に「公的研究費の管理・監査体制等整備検討WG」を設置し、体制整備等の具体案の作成を行った。なお、検討にあたって、競争的資金等の外部資金に係わらず、広く運営費交付金等による研究等の執行においても取り入れるべき事項がある場合、その旨具体案に盛り込み、また、検討過程において順次実施すべき事項については、実施体制等の整備を進めた。 ・物品取得の際の検収体制の強化(検査員の増員等)、新会計システムの導入 ・外部業者等の取引停止措置の明確化(契約に係る取引停止等の措置細則の制定) ・行動規範の改正(外部資金の適正執行の確保及び不正使用防止の追加) ・競争的資金等における研究資金の管理に関する規程の制定(管理規程) ・研究資金の不正使用に係る調査等実施規則の制定 ・管理規程、責任者等の機構HPでの外部公表 ・不正防止計画の制定及び実施 上記の主な策定内容について、引き続き実施している。 なお、不正防止計画において毎年度競争的資金等の内部監査を実施し、当該経費が適正に執行されているか、またモニタリングにより不正防止計画に則り執行、管理等業務が実施されているか確認している。 また、必要に応じて各競争的資金制度に基づいた説明会等を開催し、職員等に周知徹底するとともに、競争的資金等以外の運営費交付金等についても競争的資金等と同様の考えに基づき、各種業務マニュアルを制定・改正し、機関管理を行っている。
宇宙航空研究開発機構	文科科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に対応し、「競争的資金等の適正管理規程」を定めるとともに、機関内の責任体系の明確化、ルール、職務権限の明確化・統一化及び社内Webの掲示及びハンドブックの作成・配布による職員への周知、相談受付窓口を設置、行動規範の策定、調査及び懲戒に関する規程の整備、不正防止計画の策定、発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムを構築等による研究費の適正な運営・管理、通報(告発)の受付窓口の設置、不正への取組に関する機関の方針の公表等を行っている。
国立科学博物館	「独立行政法人国立科学博物館における公的研究費の管理・監査の不正防止計画」を策定している。責任体制を明確化するとともに、ルールや職務権限の明確化、調査及び懲戒に関する規程の整備等の環境の整備を行い、また、適正な執行管理の推進、物品検収・旅費・謝金等の確実な事実確認、不正な取引に関与した業者への対応の明確化等を行い、研究費の適正な管理を図っている。計画や規程、告発受付窓口等、これら取り組みについてはホームページ上で公表している。
日本原子力研究開発機構	科研費の執行管理については、不正防止、制度の変更に関する説明会を研究者と事務担当者に対して適宜開催している。執行管理事務をWebシステムとして構築してシステム上より執行状況が随時モニターできるようにし、執行事務の利便性と厳正化を両立させている。規程以外に研究者の理解を図るため事務マニュアルを作成している。イントラ上には、Q&Aを設け、研究者から窓口への質問を可能にするとともに、適宜回答を行うことにより、研究者と事務部門とのコミュニケーションの向上を図った。科研費研究代表者全員へのE-mailリストを運用し、迅速に情報伝達を行う体制を構築している。 また、内部監査は監査室が独立性を担保しつつ行っている。
国立健康・栄養研究所	当研究所における公的研究費の管理に関して適正な取り扱いを確保することを目的として、「公的研究費運営・管理規程」及び「公的研究費ガイドライン」を策定。また、公的研究費及び共同研究や受託研究に係る研究費に対応するため、「利益相反管理規程」を策定し、職員へ周知している。 具体的には、管理責任者、行動規範、不正防止計画の策定、各部署における適切な運営・管理方針、通報窓口、調査委員会の設置、監査体制等について定めている。 相談窓口は、事務部業務課となっており、制度・ルール・事務処理手続き等に関する研究所内外からの相談等に対応している。
労働安全衛生総合研究所	・科研費補助金等取扱規程、不正防止推進計画等を作成し、これらに基づき研究費不正使用防止のための体制の整備、責任の明確化を図るとともに、研究員に対する研修、内部監査等を実施している。
医薬基盤研究所	研究費不正の防止に関する規程を制定するとともに、納品検収、発注・支払い、非常勤職員の勤務時間管理等を徹底した。また、不正告発のための窓口を設置し、ホームページ上から告発可能としている。
農業・食品産業技術総合研究機構	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年10月1日付19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)を踏まえ、理事長を最高管理責任者、理事(総務)を統括管理責任者とする等の公的研究費の運営・管理の責任体系、競争的資金等の事務処理手続きおよび使用ルールに関する相談窓口(本部及び各研究所等に設置)、研究費の不正使用に関する通

法人名	取り組み内容
	報窓口(研究上の不正行為に関する通報窓口において併せて対応)等についてホームページで公開するとともに、「公的研究費の適正な運営・管理のための対応について」(平成19年11月15日付理事長通知)を发出し、組織内部に周知した。
農業生物資源研究所	憲章、行動規範を作成し、所内外に公表するとともに、研究倫理規程を策定し、具体的な統括者や申し立ての手順を所員に周知している。また、特に研究費の不正に対する通報窓口をHP上に開設している。当法人では、物品発注など研究費の具体的な取扱いには会計専門の部署が行っており、研究者が直接関与し不正に関わる機会を無くしている。
農業環境技術研究所	当法人においては、「独立行政法人農業環境技術研究所における競争的資金等の運営・管理に関する規程」を定めて研究資金を適正に運営・管理するためにとるべき措置について定めている。さらに「研究活動の不正行為への対応に関する規程」により、発発者及び被告発者の取り扱いや、研究資金の打ち切り・返還等について定めるとともに、研究不正の告発受付窓口を設置している。また、研究費に限らず全ての経費の執行管理を事務部門で行っており、会計規程をはじめとする諸規定に基づき執行していることから、内部牽制の機能が図られており、研究費の不適切な執行は起こりにくい環境にあるものと考えられる。
国際農林水産業研究センター	研究費の不正使用防止への取り組みについて、当法人の「研究費の運営・管理要領」に基づき、研究費の不正防止計画を定め、会計責任者による管理を徹底し、内部監査による検査を行い、研究費の適正使用の運営・管理を徹底した。機関内の責任体系、競争的資金等の使用ルール等、研究費の不正使用に係る情報等をホームページに掲載した。告発受付窓口を設置し、ホームページからも告発受付を行ったが、平成20年度の告発はなかった。また、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、研究費の不正な使用に対する整備体制等の実施状況を、平成20年10月に、文部科学省に報告した。
森林総合研究所	公的研究費等に依る職員の行動規範を設け、職員が遵守すべき事項を挙げ、不正防止に努め、良心に従い予算の適正な執行を図っている。
水産総合研究センター	昨年度までの取り組みを継続している。
産業技術総合研究所	「産総研憲章」(平成17年1月制定)及び「研究者行動規範」(平成18年1月策定)について、イントラ掲載や研修を通じて周知し、研究資金の適正な使用に対する意識向上を図っている。 さらに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月文部科学省策定)に基づき、同年10月に「競争的資金等の適正執行の確保に向けた取り組みについて」を機関決定、公表し、研究費の適正な運営・管理活動を推進している。 研究費の不正使用に関する通報受付窓口については、「内部通報に関する規程」(平成17年10月制定)により、内部通報制度を実施。また、公的研究資金の不正使用に関する通報窓口を設置し、所内外からの通報を受け付ける体制を構築(平成19年10月)。 なお、内部統制メカニズム強化、法令遵守等を徹底していくため、コンプライアンス、リスク管理に係る既存部署を再編統合し、「コンプライアンス推進本部」を設置(平成20年7月)。また、物品等の調達に関しては、平成21年2月より50万円未満の案件にも第三者検収制度を導入し、金額の多寡にかかわらず納品・履行の二重チェック体制を整備した。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	法人の会計規程に基づき適正な処理を行っている。
土木研究所	業務等の発注額に応じて理事長等をトップとする契約関係の各種委員会を開催して事前審査を行うなど、会計に関する各種規程に基づき契約事務を実施するとともに、会計システムの活用により、研究費等の執行状況や契約状況を予算管理担当者等がリアルタイムで把握を行い、適切な研究費の執行管理を図っている。
建築研究所	従前より、研究費の支出にあたっては会計部署が一括して事務処理を行っており、既に研究者自らが経費支出等に係ることができない仕組みとなっている。 また、経費の監査体制については、監事2名による内部監査及び、監査法人による外部監査を毎年実施している。 平成19年度においては、平成19年2月15日付け18文科科第829号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、体制整備を進めている。
交通安全環境研究所	「交通安全環境研究所における研究費の不正防止計画(平成19年10月1日)」を定め、研究所の不正防止計画推進部署は、本来使用されるべきものとは異なる費用に研究費を流用する際に発生しやすい研究費の不正な使用等を防止する計画を推進するため、研究所の関係部署と協力しつつ、関係者の意識向上、不正を発生させる要因の把握・対策の検討及びモニタリング活動を実施している。
海上技術安全研究所	2006年8月の総合科学技術会議による「公的研究費の不正使用に関する取組について(共通指針)」及び2007年2月の文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の趣旨を踏まえ、当所において、2007年5月に「不正防止計画」を策定。同計画では公的な研究資金に限らず民間由来の研究資金も含め対象としている。また、同計画の実効性をより高めるため、2007年8月に研究費の運営に係る内部監査業務の企画及び監査結果の取りまとめを行う「研究費運営監査員」を新たに設置するとともに、直ちに研究費内部監査実施計画を作成し、以下の要領で内部監査を実施。 重点研究・先導研究及び基盤研究・・・研究テーマ件数全体の10% 受託研究・・・研究テーマ件数全体の100% 請負研究・・・研究テーマ件数全体の10% 科学研究費補助金・・・研究テーマ件数全体の50% その他研究助成金・・・研究テーマ件数全体の10% これにより、合計83件の研究テーマについて内部監査を実施し、不正事項はゼロ。
港湾空港技術研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所公的研究費管理規程及びこれに基づく不正防止計画を策定。 研究費の管理責任者と不正防止推進部署及び相談窓口を設置している。
電子航法研究所	・当研究所においては、コンプライアンスマニュアルにも取り上げているが、「資産の適正な管理」を達成すべく(調達した資産について)バーコードによる管理を徹底している。バーコードによる資産管理を行うためには、資産の検収時に正確な台帳登録が必須であり、正確な検収、その後の資産管理を通じて適正な研究費の管理を行っている。また、競争的資金については、全ての経費を機関管理している。 ・競争的資金については「科学研究費補助金の適正な執行管理の徹底について」に基づき、あるいは準じ、適切に管理している。
国立環境研究所	研究費の適切な管理に向けた取り組み状況については、会計業務の適正な執行に資することを目的として、「独立行政法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」を平成19年9月に策定した。また本規程において、会計業務通報受付・相談窓口を設置し、不正に関する通報の受付・相談に応じることとしている。

2.9.5 機動的・弾力的な組織運営

(1) トップのリーダーシップによる法人運営

(a) 取り組み状況

トップのリーダーシップによってなされる機動的・弾力的運営に関する取組状況については、「多様な人材の確保」の取り組みを実施している法人は全29法人中20法人、「人材流動化」の取り組みを実施している法人は17法人あった。「研究リソースの配分の重点化」の取り組みを実施している法人は全29法人あった。また、「その他」の取り組みを実施している法人は19法人あった。

(b) 取り組み状況

トップのリーダーシップを発揮させている具体的な内容を取り組みの観点別に整理する。

【多様な人材の確保の観点】

理事長などのトップ経営層の裁量によって優秀な研究者の採用を進めている法人もあり、各部門の裁量に委ねることで多様な人材の確保に努めている法人もある。また、研究リーダーを所内から公募するなどの取り組みも進められている。

特徴的なものとして次の例があげられる。

沖縄科学技術研究基盤整備機構

卓越した研究者を採用するため、世界的な学術誌に公募し、最終的に理事長が採用を内定。

情報通信研究機構

理事長の裁量で世界的に極めて顕著な研究業績を有する人材を採用。

【人材流動化の観点】

任期付研究者の採用やテニュアトラック制度などの新しい人事制度の創設、トップを委員長とした人材に関する評価、大学との人事交流や連携大学院による研究者の派遣や交流、中央官庁との人事交流などがあげられている。

海洋研究開発機構

新人事制度を導入し、効率的な研究者のキャリアパスの確立を図る。

【研究リソースの配分の重点化の観点】

トップの裁量枠による研究予算の効果的・機動的な活用が目立つ。そのほか、所内からの公募制度、課題選定におけるトップ会議や外部委員参加会議の設置などがあげられている。

理化学研究所

外部有識者を含む研究プライオリティー会議、所長・センター長会議における経営陣と、所長・センター長との経営上の議論、理研科学者会議などをふまえ、理事長裁量経費を活用。

放射線医学総合研究所

研究課題は理事長が指定するか、あるいは所内公募により競争的に選定。

海洋研究開発機構

理事長のリーダーシップの下に、独創的な研究開発やプロジェクトで組織横断的に進めるべきものを推進。

【その他の観点】

その他の取り組み内容としては、次のような事例があげられている。

- ・ 国際間の研究協力協定の締結とそれにもとづく研究の推進
- ・ 理事長と研究部門とが直結したフラットな組織への改革
- ・ トップの裁量枠による職員の派遣、所内独自の表彰制度

表 2-129 トップのリーダーシップによってなされる機動的・弾力的運営に関する取り組み状況

法人名	多様な人材の確保の観点からの取り組み	人材の流動化の観点からの取り組み	研究リソースの配分の重点化の観点からの取り組み	その他の観点からの取り組み
沖縄科学技術研究基盤整備機構				
情報通信研究機構				
酒類総合研究所				
放射線医学総合研究所				
防災科学技術研究所				
物質・材料研究機構				
理化学研究所				
海洋研究開発機構				
宇宙航空研究開発機構				
国立科学博物館				
日本原子力研究開発機構				
国立健康・栄養研究所				
労働安全衛生総合研究所				
医薬基盤研究所				
農業・食品産業技術総合研究機構				
農業生物資源研究所				
農業環境技術研究所				
国際農林水産業研究センター				
森林総合研究所				
水産総合研究センター				
産業技術総合研究所				
石油天然ガス・金属鉱物資源機構				
土木研究所				
建築研究所				
交通安全環境研究所				
海上技術安全研究所				
港湾空港技術研究所				
電子航法研究所				
国立環境研究所				
合計	20	17	29	19

表 2-130 トップのリーダーシップによってなされる機動的・弾力的運営に関する取り組みの内容

法人名	多様な人材の確保の観点からの取り組みの内容
沖縄科学技術研究基盤整備機構	卓越した研究者を採用するため、世界的に著名な学術誌で公募するとともに公平性・透明性に留意して手続きを進めるとともに、審査委員会等の面接を経て最終的に理事長が採用内定を決定している。
情報通信研究機構	理事長の裁量により、世界的に極めて顕著な研究業績を有する研究者を雇用。
酒類総合研究所	任期付研究員の採用等においては、研究内容を勘案した上で対応している。
放射線医学総合研究所	研究職員の募集・採用にあたっては、国籍を問わず広く公募し、優秀な外国人を積極的に採用した。
防災科学技術研究所	職員については、全て公募による採用を実施し、当研究所における任期付研究員については、理事長が委員長の研究職に係る人事委員会にて最終審査を行っている。契約職員についても理事長、理事及び採用部署の所属長が最終審査を行っている。
物質・材料研究機構	リクルートセミナーの継続開催、リクルーターやアンバサダー制度等の活用、重点分野における研究リーダーのヘッドハンティングなどにより、4カ国29名の定年制職員の採用決定にこぎつけた。また、国際的に開かれた研究拠点の形成を目指したOpen Research Institute Programを新設した。結果として、招聘制度の大幅拡充に繋がり、約200名の様々な層の外国人研究者・学生を招聘した。
理化学研究所	海外からワールドクラスのシニア・サイエンティストを招聘する取り組みを行った。
海洋研究開発機構	研究職、技術研究職の採用については、各部門の裁量へ委ねることで、多様な人材の確保に努めている。
宇宙航空研究開発機構	従来より、採用方針は、理事長をはじめとした経営陣が決定している。
国立科学博物館	
日本原子力研究開発機構	中期計画において「競争的で流動的な環境の創出による研究活動の活性化、柔軟性と機動性による研究の効果的推進を図るため、任期付研究員等の活用を推進する」旨を定め、経営の重要課題の一つとして、研究グループリーダーの公募や、博士研究員、任期付研究員等の公募等、機構外からの優秀な研究者等の確保に向け、積極的に取り組んでいる。
国立健康・栄養研究所	特別研究員(非常勤)9名を採用した。
労働安全衛生総合研究所	
医薬基盤研究所	有能な人材を広く募集するため、「実験医学」等の専門誌への募集広告の掲載、当研究所ホームページによる募集記事の掲載を行い、有能な人材の確保を図っている。
農業・食品産業技術総合研究機構	
農業生物資源研究所	研究職員の採用に当たっては、任期制の活用、公募等により、研究所の研究推進に必要な優れた人材を確保するとともに、適切な人材養成を行っている。研究リーダーについても、広く研究所内外から優れた人材を確保するため、公募方式を積極的に活用している。また、女性研究者の採用に関しては、応募者に占める女性割合と、採用者に占める女性割合とでかい離が生じないよう努めている。さらに、次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努めている。
農業環境技術研究所	第2期中期計画において、「人材の確保」の計画として、「研究所の研究推進に必要な優秀な人材を集めるため、研究職員の採用は広く公募によることとし、任期制を積極的に活用するとともに、採用方法の多様化を図る」及び「広く人材を求めため、研究担当幹部職について公募方式の適切な活用を進める」としている。
国際農林水産業研究センター	著名な大学教授を特定研究主査に委嘱し、プロジェクト「植物の環境ストレス耐性機構の解明と不良環境耐性作物の分子育種技術の開発」のプロジェクトリーダーとして活躍していただいている。国際共同研究を実施する機関として、4人の外国人研究者を常勤職員として雇用している。
森林総合研究所	研究職員採用には公募制で幅広い分野から人材を確保している
水産総合研究センター	
産業技術総合研究所	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	豊富な経験を有した人材を確保し、組織全体の専門性を向上させるために、資源開発企業の専門職員等の出向を受け入れるとともに、任期付技術系専門職の採用を推進している。
土木研究所	
建築研究所	
交通安全環境研究所	3名の定年退職等を踏まえ、一般公募により2名の任期付研究員を採用した。採用に際しては、世代、分野に偏りが生ずることが無いよう配慮した。数多くの応募者の中から、自動車メーカーの経験者1名と機械工学分野の研究者1名(いずれも30歳代)を中途採用した。
海上技術安全研究所	
港湾空港技術研究所	
電子航法研究所	人事選考委員会において、理事長を委員長とし、研究の効率的な推進を図るため研究実績を有する者の審議を行っている。
国立環境研究所	・高度な研究能力を有する研究者や独創性に富む若手研究者等を採用した。 ・外部との連携を図るため、国内外の大学、研究機関等から研究員を痛く・招聘すると共に、共同研究員・研究生の受け入れも行った。

法人名	人材の流動化の観点からの取り組みの内容
沖縄科学技術研究基盤整備機構	平成20年度に、分子細胞科学、数学計算科学、新たな分野である環境科学分野の主任研究員が加わった。
情報通信研究機構	
酒類総合研究所	任期付研究員については、再任期付任用や任期終了後の非任期付として任用する制度を設けている。
放射線医学総合研究所	若手研究職員については、高度な知識経験及び優れた研究業績のある者を除き、任期を付すことを原則とし、研究者の流動化を図るとともに、テニュア・トラックとして活用した。
防災科学技術研究所	理事長のリーダーシップの下、契約研究員については、年俸制を導入し、また、大学や民間企業等との人事交流の促進、職員の採用・雇用における自由度の確保及び弾力的な兼業制度を活用した外部との交流の強化等に努め、人的資源を効果的・効率的に活用することにより、一層の成果をあげるよう努めている。
物質・材料研究機構	高い資質を有する若手研究者などのキャリアパスの1つの手段として、「キャリア形成研究職員」の職種を創設した。任期がある以外は定年制職員と同じ処遇で採用され、同職では機構初の年俸制も取り入れており、産業界や大学との人事交流の促進にも繋がっている。また、人材育成事業の継続実施やその後のテニュア・トラックとして活用するための運営基盤組織と位置付けた「若手国際研究センター(ICYS)」を振興調整費Pjから引継ぎ、常設組織として設置した。
理化学研究所	
海洋研究開発機構	平成19年度より新人事制度を導入し、それを生かした評価制度を実施し、効率的な研究者のキャリアパスの確立を図っている。
宇宙航空研究開発機構	組織別の人員配置計画を決定するため、経営陣によるワーキンググループを新設した。
国立科学博物館	
日本原子力研究開発機構	上記のとおり機構外からの優秀な研究者等の確保、活用により人材の流動化を図るとともに、機構から大学や技術移転先である日本原燃(株)等への研究者、技術者の転出(移籍)や出向等により、関係機関と連携をとりつつ研究開発を進めている。
国立健康・栄養研究所	
労働安全衛生総合研究所	
医薬基盤研究所	基盤的研究部において研究職を雇用する場合は、原則として5年以内の任期を付して雇用し、また、基盤的研究部門以外において研究職を採用する場合にも、5年以内の任期を付した雇用を促進している。
農業・食品産業技術総合研究機構	
農業生物資源研究所	連携大学院協定を締結し、教育研究指導を行っている。その結果、平成20年度は15名の研究員が連携大学院の教官となり、15名の学生を研究所に受け入れた。行政ニーズを把握して研究への確に反映させるとともに、研究成果の内容に関する行政担当者の理解を深めるために、専任、併任及び研修員の身分で、農林水産省へ1名、内閣府に2名の職員を派遣した。平成21年3月から3年間の予定で、遺伝資源情報化チーフ・テクニカル・アドバイザーとして、国際連合食糧農業機関(FAO)タイ事務所に1名派遣した。
農業環境技術研究所	第2期中期計画において、「他の独立行政法人を含む研究機関等との円滑な人材交流を行うとともに、多様な雇用制度を活用し研究職員のキャリアパスを開拓する」としている。
国際農林水産業研究センター	他の独立行政法人等から計9名の研究職員(うち2名研究担当幹部職員)が異動して来た。平成18年度から「派遣研修制度」を新設し、企画調整部研究職員1名を慶應義塾大学大学院へ、農村開発調査領域一般職員1名を(独)国際協力機構へ、林業領域研究職員3名を(独)森林総合研究所へ派遣し、(独)国際協力機構職員1名を研究戦略調査室へ受け入れた。
森林総合研究所	大学との人事交流について協議中
水産総合研究センター	
産業技術総合研究所	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
土木研究所	
建築研究所	
交通安全環境研究所	自動車等審査部門に1名の研究職員を併任させ、新技術採用車両の審査業務を担当させた。これにより、審査業務経験を有する研究者は、のべ11名に達した。(平成18年度6名、平成19年度4名、中期目標(数値)なし) 自動車安全研究領域部門に7名の審査職員を併任させ、自動車審査部門と共同で、歩行者と車両の衝突時の脚部衝撃を緩和するための基準作成に係る試験、研究を実施させた。
海上技術安全研究所	
港湾空港技術研究所	海洋に関する研究の重要性を鑑み、海洋開発に関する研究領域を設置した。
電子航法研究所	人事選考委員会において、理事長を委員長とし、研究の効率的な推進を図るため研究実績を有する者の審議を行っている。
国立環境研究所	・高度な研究能力を有する研究者や独創性に富む若手研究者等を採用した。 ・外部との連携を図るため、国内外の大学、研究機関等から研究員を痛く・招聘すると共に、共同研究員・研究生の受け入れも行った。

法人名	研究リソースの配分の重点化の観点からの取り組みの内容
沖縄科学技術研究基盤整備機構	理事長の裁量により、DNA、ゲノム、コンピュータ科学の領域に予算を重点的に配分した。
情報通信研究機構	研究者のインセンティブや競争的意識を高めることを目的に、理事長裁量による資金の重点配分を行う仕組みを実施。
酒類総合研究所	理事長裁量による配賦予算を確保し、研究の必要性・緊急性の高いものや前年度の研究実績が優れた研究課題に重点的に配賦することとしている。平成20年度は麹菌のゲノム解析等に必要となるジーンチップの作成や清酒の劣化防止に関する研究など必要性・緊急性が高い研究や、研究者にインセンティブを与える観点から、前期において優れた研究実績を上げた研究者へ優先的に配賦した。
放射線医学総合研究所	若手研究者が国際的なレベルの先進的な研究等を行う環境を整備することにより、ひいては研究所全体のレベルアップを図るため、放射線に関連する医学・生物学・物理学・化学・工学等戦略的に重要な研究分野において、世界トップレベルにある外国人研究者の支援の下、国際的に最先端の研究を行う、センター横断的な複数のユニットからなる「国際オープンラボラトリー(NIRSIInternational Open Laboratory)」を開設した。
防災科学技術研究所	理事長裁量による配賦予算を確保し、研究の必要性・緊急性の高いもの等に重点的に配賦することとしている。また、理事長のリーダーシップの下、社会のニーズに留意し、基礎研究及び基盤技術開発に係る所内競争的研究資金制度により、研究開発課題を厳選して実施している。
物質・材料研究機構	環境・エネルギー材料の高度化のための研究開発をより一層強化するため、高いエネルギー変換効率と低い製造コストを有する新しい種類の太陽電池の開発を目指す「次世代太陽電池センター」を平成21年3月に新設し、当該研究予算の重点配分を実施した。また、第3期科学技術基本計画/分野別推進戦略等の政府の方針に基づき、「全固体リチウム二次電池」、「センシング用ナノ分子材料」、「生体細胞再生材料」、「非接触材質劣化評価技術」の4つの新規研究課題を立ち上げた。
理化学研究所	外部有識者を含む研究プライオリティー会議での重要研究領域の議論、所長・センター長会議における経営陣と所長・センター長との経営上の重要事項に関する議論、理研科学者会議における科学者としての将来の方向性に係る議論経営重点10項目(研究促進、人材確保、倫理・モラル、情報受発信、国際協力、財政健全化、知財活用、トランスレーショナルリサーチ/Spin Up、環境整備、文化向上)に係る議論等を踏まえて、理事長裁量経費約10億円の配分方針を理事会が決定している。
海洋研究開発機構	昨年度同様、独創的・名画的な研究開発や個別プロジェクトのうち、組織横断的に進めるべき事業等については、理事長のリーダーシップの下で推進している。独創的な次期プロジェクトの萌芽となる研究開発を推進する「研究開発促進アワード」を実施するとともに、組織横断的な新しい研究体制として、研究と社会との相互的啓発や持続的連携によりイノベーションの実現を目指す研究を行うため「アプリケーションラボ」を新たに設置した。
宇宙航空研究開発機構	将来の宇宙開発利用につながる新規事業の芽だし等を目的として、職員個人の自由な発想に基づく斬新なテーマに対して、理事長が採否に関して直接の決定権を持つ全機構的かつ競争的な研究資金配分スキームを平成18年度より開始している。
国立科学博物館	学術研究の進展や社会的要請に柔軟に対応した研究、新たな教材開発等の活動を重点的・効率的に支援するために、「動物遺体の高度標本化および形態学的・遺伝学的情報の抽出と解析」など43件の研究テーマに148,730千円を館長裁量により配分した。
日本原子力研究開発機構	理事長の裁量で重点配分する理事長調整財源の制度を設けている。平成20年度も平成19年度に引き続き、新耐震指針に基づく安全性評価に係る経費、廃止措置対策等に配分するとともに、連携・融合研究、マッチング研究、萌芽研究等の研究開発促進のための研究テーマへ柔軟に配分した。
国立健康・栄養研究所	次期中期計画における研究の展開を見据えて「重点調査研究」ではカバーできない分野の独創的な研究課題を所内公募により実施した。平成20年度は、外部医院を含む審査委員による事前審査を行い、研究所の最高意志決定機関である運営会議において採択した5課題(応募課題11件)を実施した。
労働安全衛生総合研究所	・WHO(世界保健機関)が主導する労働者の健康増進に関する国際的な研究活動の一環として、平成20年度から「ヘルスケアワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害」ほか2課題を開始した。
医薬基盤研究所	外部の専門家で構成する外部評価委員会における評価結果等を基に、理事長が各プロジェクトの研究内容の妥当性及び進捗状況を判断し、研究費の追加配分を実施している。
農業・食品産業技術総合研究機構	研究活動を強化するため、運営費交付金の中から、強い社会適用性に対応する理事長トップマネージメント経費枠(3000万円)を設置し、バーチャル研究センターである食品機能性センター及びバイオマス研究センターの管理・運営経費に配分するとともに、理事長が農研機構の最重要課題と位置づける「水稲超多収栽培研究」「新世代水田農業」について、必要経費を配分した。また、研究活動を強化するため、トップマネージメント経費として「研究活性化促進費」(総額約5000万円)を設けた。この中で、理事長表彰制度「NARO Research Prize 200X」、イノベーションの端緒となりうる課題に研究費を助成する「ハイインパクト研究支援制度」、職員が自発的に企画・実施する取組を支援する「業務活性化に資する取組」支援制度、国際及び国内シンポジウムを実施した。
農業生物資源研究所	現中期計画開始時に重点化した4研究センターが担う課題、及び中期計画を変更して設定したダイズゲノム研究については、交付金プロジェクト等により必要な予算の支援措置を実施している。また、年度毎の課題評価判定会の結果を踏まえて、重点課題配分研究費を課題評価で特に評価が高かった課題(S課題)に対してそれぞれ5百万円、Sに近いA評価を得た課題に対してそれぞれ3百万円、研究戦略的視点から特に支援が必要であると認められた課題に対して5百万円を配分している。
農業環境技術研究所	所内における競争的研究資金と位置づけられる研究推進費を拡充し、研究予算の重点配分やポストクの重点配置に取り組んでいる。
国際農林水産業研究センター	研究の加速、シーズの発掘、現地先行調査並びにこれまでのJIRCASの研究活動の効果の点検及び海外機関との連携強化等に充当するため、理事長インセンティブ経費(4,000万円)課題の所内公募を行っている。中期計画の中間評価・見直しを行い、目標達成に問題のある研究課題を整理・再編し、科学技術外交上重要なアフリカ農業開発に資する研究課題等を新たに強化し、一層の重点化を進めた。
森林総合研究所	交付金によるプロジェクト課題は理事長が研究資源の重点化の方向を考慮し最終的に決定する。
水産総合研究センター	・運営費交付金プロ研の新規課題募集における重点課題分野の決定や外部委員による課題審査委員会の意見を踏まえた新規課題の決定を行うとともに、機関評価の結果を踏まえた研究開発予算の重点配分を行っている。 ・全国に立地している研究所の特徴を踏まえ、若手研究者の研究促進や活性化につながる予算配分の仕組みを設けている。 ・中期目標期間内においても、効果的・効率的な法人運営を行う観点から、不断に組織を見直し、改編を実施している。
産業技術総合研究所	産総研は従来より、年度毎に作成する「研究戦略」に基づき重要な研究課題を実施するための研究テーマについて、理事長裁量による政策的予算(約100億)を設け、トップのリーダーシップによる研究資金の重点配分を実施している。
石油天然ガス・金	業務を効率的かつ効果的に実施できるよう、業務の実状及び重点化等に即した人員の確保及び人員の最適配置を図ってい

法人名	研究リソースの配分の重点化の観点からの取り組みの内容
属鉱物資源機構	る。また、業務部門と管理部門の業務量を勘案して、両部門に職員を効率的に配置するよう図っている。
土木研究所	理事長の総合的な判断のもと、研究予算の一部を特定研究課題に重点的に配分する「理事長特別枠」をH20年度より実施している。
建築研究所	理事長の裁量により、社会的に重要性・緊急性が高い「重点的研究開発課題」に、研究費の概ね7割を投入して集中的に研究開発に取り組んでいる。
交通安全環境研究所	研究課題の選定、評価、活用方策等において、所内の研究企画会議に加え、行政が参画する課題選定・評価会議を設置・運営し、各課題の内容が国の行政施策との関連において適切であり、役立つものであるかを審議し、必要に応じて研究計画の見直しを行った。所の使命に即した研究課題の選定方針を明確にし、行政への技術的支援等、国や社会のニーズに貢献できるもので、大学、民間では実施が困難なものに特化して実施することとした。
海上技術安全研究所	・重点研究への研究資源の重点的な投入 行政課題に対応するための重点研究に対し、研究費の約6割を投入。2008年度には、重点研究の中でも、当研究所が提唱し、国のプロジェクトとなった「海の10モードプロジェクト」について、研究を加速させるために全研究費の約2割を集中的に配分。 ・機動的な組織の見直し 既存の組織を見直しつつ、ニーズに対応した組織を機動的に設置。2008年度は海難事故解析センター及び海上安全イニシアティブプロジェクトチームを設置。
港湾空港技術研究所	重点的に取り組むべき研究課題を「重点研究課題」として全研究費の60%程度をそれにあてるなど研究の重点化を推進した。
電子航法研究所	獲得した受託業務の一般管理費のうち、約15%を理事長裁量の経費と位置づけ、機動的・弾力的に配分できる仕組みを実施している。
国立環境研究所	1. 4つの重点研究プログラム遂行に責任をもつ研究ユニット(3研究センター・1研究グループ)の設置 2. 4つの重点研究プログラムへの運営費交付金の重点配分 3. 2つの所内競争的研究資金制度(奨励研究0.7億円、特別研究2.5億円) 4. 理事長枠所内公募

法人名	その他の観点からの取り組みの内容
沖縄科学技術研究基盤整備機構	
情報通信研究機構	情報通信分野として最も重点化すべき課題である「新世代ネットワーク」の研究開発を推進するため、理事長を長とする部門横断的な組織を機構内に設置し、研究開発を戦略的に推進。
酒類総合研究所	劣化しにくい清酒の開発を目的に、理事長推進プロジェクトとして4部門が連携して取り組む研究テーマを選定し、重点的に取り組んでいる。
放射線医学総合研究所	研究の活性化を図るため、研究所の今後の柱となると考えられる研究、将来大きく成長しうるシーズの創出のための研究、早急な資源の投入が必要と判断される研究や事業等に理事長の裁量による資金を投入した。研究課題は理事長が指定するかあるいは所内公募により競争的に選定している。
防災科学技術研究所	理事長の要請により、業務運営に関する重要事項について、客観的かつ幅広い視点から、要請内容に応じ協力を依頼する外部の有識者に助言及び提言を受けることを目的とし、経営諮問会議を設置している。
物質・材料研究機構	社会的要請に基づく喫緊課題への対応や分野融合の促進などを目的とした時限的な組織群として、「電子顕微鏡クラスター」など4つの「分野融合クラスター」を新設した。クラスターでは各分野の調査活動を着実に進め、例えば、「サステナビリティクラスター」においては、調査活動の一環として情報分析誌「環境・エネルギー材料アウトルック」の発行、環境エネルギー材料展(2008年5月)の開催など成果普及活動の実施、環境・エネルギー分野での将来構想の検討などを行った。
理化学研究所	
海洋研究開発機構	
宇宙航空研究開発機構	JAXAにおける機構全体の研究の中長期的な方針の立案、及び研究計画の総合調整を行なうことを目的として全機構レベルの「研究推進委員会」を平成19年より設置している。その中で、重点研究の一環として、「将来の成長性、国際的優位性、機構として重要と目されるミッションへの適用等が期待され、現状よりもさらに推進すべき技術」を戦略的技術分野に指定し、リソースの集中投資により当該分野の飛躍的な向上を目指す取組みを行なっている。
国立科学博物館	
日本原子力研究開発機構	
国立健康・栄養研究所	
労働安全衛生総合研究所	国際共同研究を推進する観点から、平成20年度に、新たにマウントサイナイ医科大学(米国)及びローレル・ソウベ労働安全衛生研究所(カナダ)と研究協力協定を締結し、ナノ物質や石綿による健康障害防止や振動障害防止の分野での共同研究を開始した。
医薬基盤研究所	
農業・食品産業技術総合研究機構	
農業生物資源研究所	職員のインセンティブを高め、当法人の活性化を図ることを目的に、所独自の表彰制度としてNIAS研究奨励賞とNIAS創意工夫賞を設けており、20年度はNIAS研究奨励賞として1件(1名)及びNIAS創意工夫賞として2件(2名)の表彰を行った。
農業環境技術研究所	理事長の裁量により機動的に配分する経費を設定し、例えば、IPCC、UNFCCC等への職員の派遣を実施。
国際農林水産業研究センター	開発途上地域から外国人研究者を国際招へい共同研究員として国内や海外のプロジェクトサイトに受け入れ、プロジェクトを実施している。 海外の共同研究機関から共同研究員を招へい共同研究員として国内に受け入れ、プロジェクトを実施している。

法人名	その他の観点からの取り組みの内容
森林総合研究所	他法人、海外研究機関と MOU 等による研究協力を理事長主導で推進中
水産総合研究センター	・中期計画に定める国際関係業務の促進を図る観点から、日・中・韓三国の国立水産研究機関の間で締結した研究協力に関する MOU (覚書) に基づき 2008 年 11 月に開催された機関長会議において、新たな研究項目を加えた覚書付属書を取り交わした。また、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC) との研究協力に関する MOU の延長手続きを行った。
産業技術総合研究所	産総研は従来より、理事長と研究部門が直結したフラットな組織体制とし、研究部門のオートノミーの下に、理事長とのコミットメントにより研究部門長の裁量による研究部門の経営を可能としている。これにより機動的で弾力的な研究実施環境を実現している。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
土木研究所	理事長が各研究グループ別に当該年度の活動方針についてヒアリングを実施し、その結果に基づき必要な指示を行っている。
建築研究所	研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本として、社会ニーズ、政策的要請の変化等により生じる取り組むべき研究課題に適切に対応するため、理事長の裁量により、プロジェクトチーム制の一層の活用などにより、グループ間の人的交流を推進して縦割りによる弊害をなくし、横断的な研究を実施する体制のかつ率を図っている。
交通安全環境研究所	研究の費用対効果を重視して交付金研究課題の研究費を事前評価の結果をもとに 100% 競争的に配置した。
海上技術安全研究所	トップのリーダーシップのもと、研究所の将来像として「経営ビジョン」を定めるとともに、その実現のための「中長期戦略」及び各年度「経営戦略・研究戦略」を策定し、課題解決型研究所としての質の高いサービスの提供を目指している。
港湾空港技術研究所	
電子航法研究所	理事会以外に、定例で 2 週間に 1 回理事長も出席する幹部会を開催し、機動的・弾力的運営に継続性を持たせている。
国立環境研究所	

(2) 法人内組織の独自裁量によるマネジメント

各研究開発独法の独自裁量で行われている特徴的な運営・マネジメントの取り組みについては、理事長などトップのイニシアティブのもとにセンター長などに裁量権が委譲されている状況が比較的多くみられる。組織全体のマネジメントの仕組みとしてセンター長クラスの横断的な会議を行っている例もある。例えば次のような例があげられる。

放射線医学総合研究所

人事・予算執行等における各研究センターの自主性、自律性を尊重し、任期制短時間勤務職員の採用権限付与やセンター長裁量経費の配分などセンター長の裁量による組織運営が可能。

防災科学技術研究所

各部署において迅速な意思決定と柔軟な対応を実現するため、各部署への権限委譲を推進することにより、権限と責任を明確にした組織運営を実施。

国立環境研究所

予算については項目を細かく設定せずに各ユニットに配分し、ユニットの裁量を高める一方、年度末に各ユニットの実績評価を実施して翌年度の配分額に反映。

チーム制やグループ制を導入するなど、組織をフラット化したり、バーチャル組織を形成したりする動きもある。例えば次のような例があげられる。

水産総合研究センター

プロジェクト研究等研究開発の課題に機動的に対応できるよう、従来の部課制を廃止、チーム制やグループ制の導入を推進。

農業・食品産業技術総合研究機構

所内横断的なバーチャル研究センターとして、食品機能性研究センター及びバイオマス研究センターを設立。

表 2-131 法人内の個別組織の独自裁量で行われている特徴的な運営・マネジメントの取り組み

法人名	研究センター等、法人内の個別組織の独自裁量で行われている特徴的な運営・マネジメントの取り組みの内容
沖縄科学技術研究基盤整備機構	
情報通信研究機構	各研究グループ等への次年度研究費の配算額決定の権限は、当該グループの所属する研究センターのセンター長に委ねられており、当該センターに所属する研究グループ等が次年度に行う研究活動に対して研究センター長が優先順位付け等をした上で、各研究グループ等への配算額が決定される。
酒類総合研究所	各部門単位で、研究の進捗状況の確認、研究内容への助言、今後の方向性等を検討するために研究連絡会を適宜、開催しており、研究活動の活性化に繋がっている。
放射線医学総合研究所	予算、人事について、各研究センターの自主性、自律性を尊重し、人事・予算執行等における裁量権として、任期制短時間勤務職員の採用権限付与やセンター長裁量経費の配分を行い、センター長の裁量による組織運営を可能としている。また、各研究センターの機動性を高めることを目的の1つとして、契約業務の分任制を希望するセンターから導入し、運用を開始した。
防災科学技術研究所	理事長のリーダーシップの下、効果的・効率的な組織の編成・運営を行うため、研究部長、プロジェクトディレクターを中心とする研究組織を編成し、各部署において迅速な意思決定と柔軟な対応を実現するため、各部署への権限委譲を推進するとにより、権限と責任を明確にした組織運営を実施している。
物質・材料研究機構	研究センターにおいては、当該事業年度におけるプロジェクト研究費の配分についてセンター長に裁量が委ねられていることから、研究の進捗状況等に応じた弾力的な予算配分が可能となっている。また、各領域、研究センター、ラボ、共用基盤部門の長に一定額の裁量経費を配分することで、個別組織の運営・マネジメントに資するように配慮している。さらに、研究者個人が責任を持ってシーズ探索等の研究にチャレンジすることを目的に、引き続き、研究者個人に一定額の個人萌芽研究費を配分し、ボトムアップ的な研究機能の強化に努めている。
理化学研究所	研究所の研究運営や実施する研究課題に関する評価を国際的水準で行うため、世界的に評価の高い外部専門家等による評価を積極的に実施している。 具体的には、研究所全体の研究運営の評価を行うために「理化学研究所アドバイザー・カウンシル」(RAC)を定期的開催するとともに、研究センター等毎にアドバイザー・カウンシルを設置し、各々の研究運営などの評価を行ない、評価結果について、研究室等の改廃などを含めた予算・人材等の資源配分に反映させるとともに、研究活動を活性化させ、さらに発展させるべき研究分野を強化する方策の検討等に積極的に活用している。
海洋研究開発機構	機構の各研究開発分野における個別プロジェクトは、基本的に各センター長が統括し推進される。 具体的には、機構の中期目標・計画の達成に向け、各研究センターが独自に予算・人事も含めた研究開発計画を設定・実施する。これにより、各研究センターが予算の使途や人事等に一定の裁量を有することで、機動的・弾力的な研究開発の推進を図っている。
宇宙航空研究開発機構	特に無し。
国立科学博物館	研究組織においては、それぞれの裁量の中で研究を進めるとともに、グループ制を導入しており横断的なプロジェクト研究・重点研究を強化している。コレクションマネジメントにおいては、標本資料センターを設置し、分野横断的な組織で標本資料の収集、管理、活用を図っている。また、分生多様性研究資料センターを設置し、現代における生物多様性研究に必須であるDNAデータ及びDNAを採取した証拠標本を統括的に収集・保管を行っている。
日本原子力研究開発機構	(地層処分研究開発部門) ・研究開発を担当する各ユニットを横断する研究開発統括ユニットを設置。 ・部門長の諮問により、大学等の外部専門家・有識者の助言を得るための研究開発分野ごとに3つの検討委員会を設置。 ・個別の研究開発課題について、年度単位で部門長 PDCA サイクルを運用し、研究計画や実績の評価を行っている。 (次世代原子力システム研究開発部門) ・高速増殖炉の研究開発計画等に電気事業者 / 中核企業の意見や考えを反映できる体制の整備、高速増殖炉関連プロジェクト全体を俯瞰して戦略的にマネージメントを行う体制を検討している。 (安全研究センター) ・安全規制の対象となる事業を実施している機構内の部門等から独立した組織として安全研究センターを設置・運営している。また、中立性、透明性を高めるため外部の有識者からなる安全研究審議会を設置し、公開の場で研究の計画や成果について審議を受けている。
国立健康・栄養研究所	
労働安全衛生総合研究所	
医薬基盤研究所	理事長、理事、各部長等で構成する「幹部会」、「将来構想検討委員会」等を活用して、業務の進捗状況の把握や次期中期計画に向けた検討を含む業務運営上の重要問題に関する議論を行い、理事長の経営判断を業務運営に反映させている。
農業・食品産業技術総合研究機構	農研機構の内部研究所横断的なバーチャル研究センターとして、食品機能性研究センター及びバイオマス研究センターを設立した。 食品機能性研究センターは食品機能性研究の活性化及び機能性に関する正しい情報の提供を目的として活動しており、その管理・運営には、理事長トップマネージメント経費を充当している。 バーチャル研究センターであるバイオマス研究センター(18年12月設立)は、バイオ燃料に関する研究を研究所横断的に戦略的に実施するために設立されたもので、本部にバイオマス研究統括監をおき、明確な研究戦略の下に、センターに所属する機構内の多くの研究者と協力して、農研機構が推進すべきバイオマス研究を機動的かつ効率的に推進している。同センターの運営・管理経費としては理事長トップマネージメント経費を充当しているが、研究資金としては、農水省委託プロジェクトに戦略的に応募し、獲得に成功している。
農業生物資源研究所	交付金に含まれるジーンバンク事業に関しては、当法人がセンターバンクとして、他法人に存在するサブバンクを含めた事業全体のマネジメントを行っている。年次計画や年度計画について、ジーンバンク事業連絡協議会及び評価委員会の承認を得た上で、ジーンバンク長が事業全体を責任を持って進めている。

法人名	研究センター等、法人内の個別組織の独自裁量で行われている特徴的な運営・マネジメントの取り組みの内容
農業環境技術研究所	研究組織は、7つの研究領域と1つのセンターから構成されており、研究領域長及びセンター長の裁量により使用できる経費を設定。
国際農林水産業研究センター	平成18年度に策定された自己点検評価システムをさらに改良・充実し、各レベルにおいて専門的・客観的評価を実施している。中期計画評価会議の評価・検討結果は、各プロジェクトの次年度予算及び活動計画の策定に活用され、3月初旬～中旬に実施する予算査定に反映させている。 平成19年度から農林水産省と連携して「若手外国人農林水産研究者表彰制度」を創設し、平成20年度は開発途上各国からの若手外国人研究者3名(中国、ケニア、ベトナム)の表彰者へ奨励金を授与した。これは開発途上諸国における若手研究者の育成にインセンティブを与えると共に、途上国における当法人の知名度を大いに向上させるものである。 開発途上地域から外国人研究者を国際招へい共同研究員として国内や海外のプロジェクトサイトに受け入れ、プロジェクトを実施している。海外の共同研究機関から共同研究員を招へい共同研究員として国内に受け入れ、プロジェクトを実施している。また、海外の共同研究機関から管理者も招へいし、共同研究プロジェクトの相互理解を深めている。 海外での研究経験を積ませるため、ポストク等の若手研究者を特別派遣研究員として海外のプロジェクトサイトに派遣し、国際共同研究に参画させている。 海外への適用を対象とするサトウキビ生産技術の開発力を一層高めるため、(独)農研機構九州沖縄農業研究センター、鹿児島・沖縄両県の農業研究機関及び民間企業とともに「サトウキビ等熱帯糖質資源作物の未来指向型技術開発研究フォーラム」を発足させ、国内研究機関の連携強化に向けた体制を整えた。 理事長インセンティブ経費により、プロジェクト終了後にフォローアップ調査を実施し、海外現地でのプロジェクト成果の波及効果の計測と分析を行っている。 海外の共同研究機関から、共同研究課題や実施状況についての評価や意見を聴取している。
森林総合研究所	新たに理事長賞を設け研究者や研究チーム、支援業務の活躍を表彰し、活性化を図った。
水産総合研究センター	・プロジェクト研究等研究開発の課題に機動的に対応できるよう、従来の部課制を廃止、チーム制やグループ制の導入を推進している。 ・水産に関する研究成果を広く活用するため、団体、企業、大学、国・地方自治体が連携・協力して研究開発を推進していくことを重要な使命と考え、関係機関の水産技術の交流の場として「水産技術交流プラザ」を発足させた。2008年度には水産技術交流プラザの運営を行うため、センター内に社会連携推進本部を設置し、最新の技術セミナーの開催(2008年度は6回開催)等の活動を通じて、研究開発成果の実用化・普及の促進とともに、研究ニーズの発掘・共同研究の組織化を図っている。
産業技術総合研究所	産総研には平成21年4月現在で47の研究ユニットが存在している。これらの研究ユニット長には、本格研究を推進するという条件のもとで、ユニット内の研究組織の構成、研究管理、研究課題の創出選定、研究方法の採用、研究費の使途、研究成果の発表、特許の取得などの、研究実施に関する裁量が与えられている。更に他研究機関との協力、企業を対象とした産学連携も、ユニットの判断で可能となっている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	理事長の研究費予算の配分に基づく個別のテーマの選定は独自技術裁量で実施
土木研究所	・水関連災害とその危機管理に関する国際貢献を果たすため、水災害・リスクマネジメント国際センターでは、国際公募による研究者の採用を行い、研究、研修及び情報ネットワークに係る活動を実施している。
建築研究所	
交通安全環境研究所	国別に異なっている自動車規準の国際調和をはかる国連での活動に、対応して国土交通省を技術的側面から支援するため、所内に「自動車規準認証国際調和技術支援室」を当法人の独自裁量で設置した。この室には、環境研究領域と自動車安全研究領域、交通システム研究領域ならびに自動車審査部から合計26名を併任発令し、国連のもとに設置された「自動車規準調和世界フォーラム(WP29)の中分野別の6つの専門家会議に定期的に担当者を派遣して討議に参加すること、我が国の主張を伝えること、外国の自動車審査機関との交流を行い審査の国際化に備えること等の業務を実施している。 国際的に統一された新たな規準を検討する上においては、研究段階から国際調和を念頭に置くこと、実施において我が国の利益を損ねないこと、実質的に意味のある試験法であることなどに十分配慮する必要がある。こうした国際基準活動の支援では研究業務、審査業務と十分に連携して行うことが重要と考え、併任者で構成された所内組織を設立した。 なお、鉄道分野での国際規格標準化への支援業務も始まり今後はさらに重要性が増すと考えられるので、交通システム領域内において契約職員の専門調査員(鉄道関連の民間企業退職者)を国際規格への対応業務のために雇用し、研究者や専門調査員を定期的な国際会議に出席させている。
海上技術安全研究所	
港湾空港技術研究所	港空研内に設置している津波防災センター・LCM研究センター・空港研究センターのセンター長がリーダーシップを発揮して研究活動を推進するとともに、その研究成果を広く社会に還元するための講演会開催等、アウトリーチ活動を各センターが主体となり開催した
電子航法研究所	
国立環境研究所	内部の個別組織(研究ユニット)が独自に特徴的な運営・マネジメントに取り組めるよう、予算については項目を細かく設定せずに各ユニットに配分し、ユニットの裁量を高めている。また、年度末に各ユニットの実績評価を実施して翌年度の配分額に反映させることにより、フレキシブルで効率的な予算執行を推進している。

2.9.6 財務・組織運営上の課題

(1) 概況

研究開発独法の財務や組織運営に関する制度上の課題については、運営費交付金の算定や削減ないし収益化に関する課題、目的積立金の認定などに関する課題、及び長期的な視野で研究に取り組むことが困難化していることなどを挙げる法人が比較的多い。その他、大学等との人事交流における退職金の通算に関する課題（統一的な制度の策定の必要性）や事務量の増大などがあげられている。

(2) 課題の具体的な内容

制度に起因する課題を整理する。

【運営費交付金について】

運営費交付金の一律削減により、重点化課題以外の研究テーマへの取り組みが制約される、施設運営費の縮小を余儀なくされるなどの問題が起きている。また、運営資金面だけでなく、次に例示するように、制度の仕組みからモチベーションの低下などをもたらしていることが伺える。

海洋研究開発機構、電子航法研究所

運営費交付金の算定の際、自己収入分が控除され、自己収入を増やすほど運営費交付金が減額される。外部資金を獲得しても、利益相当額が削減されるため、モチベーションがあがらない。

産業技術総合研究所

運営費交付金は毎年一律の削減が求められていることから、優れた研究成果を挙げ高い評価を受けた場合でも運営費交付金が減少し、研究者の研究意欲が低下する恐れがある。

理化学研究所

運営費交付金の算定のための政策係数（金銭や人的資源の投入量など）を客観的に把握することが困難。

【目的積立金について】

目的積立金については、次のような意見や要望が出されている。

物質・材料研究機構

承認申請（決算期末）から認定されるまで1年近く経過する状況であることから、早期承認を求めたい。

土木研究所

目的積立金の認定は、対象案件の利益の実績が原則として前年度実績額を上回ることが条件であるため、目的積立金認定基準の弾力化等が必要。

【長期的な研究課題への取り組みについて】

成果が出るまでに長期間必要な研究開発の実施やその研究を進める人材の育成などに支障が出ている。

農業環境技術研究所

予算や評価が単年度であるため、近視眼的な成果が求められ、中長期的課題への取り組みや人材の育成が困難である。

日本原子力研究開発機構

長期の課題に取り組む独立行政法人としては3から5年という中期目標の期間が短く、一定期間の実績による評価によって存立が左右されるような制度はなじまない。

表 2-132 独立行政法人における制度上の課題

法人名	独立行政法人における制度上の課題
沖縄科学技術研究基盤整備機構	
情報通信研究機構	
酒類総合研究所	
放射線医学総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画において指定されている戦略重点科学技術。放医研では重粒子線がん治療ならびに分子イメージング研究が該当)を進める上で限られた運営費交付金予算内での当該事業への重点化を行っているが、運営費交付金の一律削減という制約があるため、その他の事業(安全研究ならびに緊急被ばく医療研究)や施設運営費を削減しなければならないなど、計画の達成を脅かす可能性がある。 ・長期的展望に立った研究開発実施が困難(特に国の集中的な予算措置が必要な事業や施設整備) ・基準改訂により改善されたものの、特許料収入以外の収入が目的積立金として認められるのか明確でない等、認定基準が厳しい。 ・一般管理費が一律の割合で削減され、削減開始時点での各独法の事業全体に占める一般管理費の割合などの個別事情が勘案されていない。また外部資金についても一般管理費の削減対象となっているなど改善の余地がある。 ・国の施策として重要な委託業務が一般競争入札となった。本来定期的に行われるべき業務の継続が困難な状況にある。
防災科学技術研究所	<p>運営費交付金の削減(特に施設維持管理の固定経費の割合が増えて裁量経費を圧迫)。</p>
物質・材料研究機構	<ul style="list-style-type: none"> ・上記問 55 に記載したとおり、目的積立金の認定基準改定に伴い、経営努力により生じた利益の目的積立金申請が可能となったことは有益である。一方、承認申請(決算期末)から認定されるまで1年近く経過している状況であることから、平成 21 年度(中期計画 4 年度目)分の申請を行い認定されたとしても当該中期計画期間中に活用することは実質的に不可能であると考えられる。以上のことから、認定時期の早期化に向けたご検討をお願いしたい。(参考:各年度の認定日は次のとおり。平成 18 年度分は平成 20 年 2 月 28 日、平成 19 年度分は平成 21 年 3 月 31 日、平成 20 年度分は申請中) また、目的積立金の認定の遅れに伴い、その結果を受けて確定する財務諸表の官報公告掲載も1年後とならざるを得ない状況である。以上のことから、国民に対する適時な情報開示を行うためにも、利益処分(案)の状態での官報公告掲載の可能性についてもご検討をお願いしたい。 ・中期計画の着実な達成に向けて業務を遂行している中、運営費交付金予算額の一律削減は大きな負担となっている。 ・各種調査において類似のものも多く、例年行われている予備的調査等のデータを引用するなど、効率的な情報収集をすべき。 ・競争性のある国からの委託費等で獲得した人件費のうち、獲得すればするほど人件費削減計画を圧迫するような事態を避けるため、研究者のみならず研究のサポートを行う業務補助員、事務補助員について総人件費改革による削減対象から外すべき。
理化学研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の収益化に関する問題 運営費交付金の収益化については、独法会計基準 Q&A80-2 等により業務達成基準が推奨されているものの、当法人は基礎研究他研究事業を主として総合的に活動している法人であり、プロジェクト研究一つを取っても、事業の終了時期や金銭的及び人的資源の真の投入量を客観的な基準(指標や数字等)に基づき、合理的に説明することが困難である。これら研究成果や評価結果を数値化し収益化することは難しく、また、当法人においては業務実施の進捗と生み出される成果に一定の相関関係を証明することが難しいため、費用進行基準を採用している。 一方で法人にプロジェクト管理やコスト管理が求められるようになってきており、具体的な管理方法を検討する必要性が生じているため、第 2 期中期目標期間においてコスト管理について段階的に内容を検討をしているところであるが、研究開発型独法が採用すべきコスト管理やプロジェクト管理の手法が確立されていないため、合理的な対応が困難になっている。 ・目的積立金の協議についての問題 積立金の処分については、個別法に基づき、積立金の承認を行う文部科学大臣が財務大臣に協議する必要があるが、法人の経営努力に基づき算出され、また、その算出方法に必要な方針(算出式)が示されている目的積立金に対しては、財務大臣との協議は不要として差し支えないのではないかと。
海洋研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金により整備された資産を有効活用して外部資金の導入を促進する観点から、このような目的外使用についても柔軟に承認が得られるよう、研究開発のインセンティブを高める仕組みの構築が望まれる。 ・他の独立行政法人と横並びで運営費交付金が一律に削減され、長期的な重点課題への取り組みが困難である。 ・運営費交付金の算定の際、自己収入分が控除され、自己収入を増やすほど運営費交付金が減額される。また、競争的資金の間接経費が法人税の課税対象となり、法人の研究環境整備に必要な財源確保に悪影響を及ぼす。 ・毎年度の損益計算において利益が生じた場合目的積立金としての処理が認められているが、事業収入が

法人名	独立行政法人における制度上の課題
	経営努力によることの認定を得る必要があるなど経営努力認定基準が厳しく、また複雑なものとなっており使いにくい制度となっている。剰余金を年度内に使い切るモラルハザードが生じる恐れがある。 ・大型研究プロジェクト等は、研究の進捗状況や外的要因等により必ずしも中期目標期間内に完了するとは限らず、次期中期目標に延期せざるを得ない可能性もあることから、独立行政法人会計基準等を改正し中期目標期間を越えたプロジェクトの継続性を担保できるよう、必要性・合理性に応じ予算繰越を可能とする必要がある。 ・他の独立行政法人と横並びで委託費や民間資金も含めて人件費削減の対象となっている。資金があっても、人材がなくては十分な研究開発の実施は困難である。
宇宙航空研究開発機構	最先端の宇宙開発に必要な、システムエンジニアリング、誘導制御、情報通信等の高い専門性を有する優秀な人員を確保し国家の重要施策の確実な実施を可能とするため、人件費の一律削減において現在任期付研究者に限定されている対象除外範囲を広げ、任期の定めのない雇用についても人件費の削減対象外とすることが必要である。
国立科学博物館	
日本原子力研究開発機構	独立行政法人の中期目標期間は3～5年と短期間である。他方、原子力機構は、原子力研究開発という長期間にわたる研究開発を実施する法人であり、加えて、本年の機構法改正により、放射性廃棄物の埋設処分業務(数百年にわたる廃棄物の保管管理を含む。)を機構の業務として追加したため、一定期間の実績による評価により法人の存立が左右されるような独立行政法人制度は、原子力機構のような研究開発法人に適用される制度として適しているか疑問と思われる。
国立健康・栄養研究所	独立行政法人においては、研究所組織の運営に当たり、長期的な視野を持ち研究の継続性を保つことが期待されていると考えているが、中期目標・計画の期間、理事長の任期、合理化・統廃合の議論の中で、どのように期待に応えていくかが課題となっている。
労働安全衛生総合研究所	・独立行政法人制度が導入されて以降、法人の情報公開、評価等に関する事務が増大する一方、横並び的な人員削減、経費節減が求められることになり、削りしろの少ない規模の小さな法人にとっては、業務運営上の負担感が年々増加している。
医薬基盤研究所	中期目標により一般管理費等で効率化係数が定められているため、研究事業等の拡大を行っても附随して増加する一般管理費等は効率化係数の関係で予算額は減少し、矛盾を生じることとなる。 そのため、自己収入を財源とする法人の裁量に基づいた活動の幅が狭くなってしまう恐れがある。
農業・食品産業技術総合研究機構	
農業生物資源研究所	独法化により、退職金の通算などの点で、他法人や政府組織、特に大学との人事交流(研究職)が難しくなっている。また、財務処理など様々な法人独自の制度に対応して、独法自ら人材の確保・養成等の対応がさらに重要となっている。 知的財産権等の実施許諾による収入を獲得すると、運営費交付金が削減される場合がある(削減額・割合等は年度により異なる)。知的財産権等の実施許諾による収入の増大が求められているなか、収入増大のインセンティブを高めるためには、知財による収入と、運営費交付金額の算定は切り離して考慮いただきたい。
農業環境技術研究所	環境研究に必要な、中・長期的な視点に立った研究の展開や、将来を見越した人材の確保・育成が困難である。その理由は、予算や評価が単年度のため近視眼的な成果が求められる傾向にあること、独法機関の見直しが頻繁に行われること等による。一方で、独自の執行予算の編成、組織の改編など組織や運営面での柔軟性が確保された。
国際農林水産業研究センター	すべての独立行政法人を一律に扱うのではなく、科学技術創造立国を支える「研究開発法人」の位置付けが適切に行われるように総合科学技術会議に期待する。
森林総合研究所	独法の運営交付金の削減により、自由度の確保が難しくなっている。受託プロジェクト研究や競争資金においても備品購入に制限があるなど獲得資金も利用しにくい。退職金通算の問題で大学との人事交流が進まず、流動化しにくい環境にあり開発独法の理念を実施しにくい。森林のような長期的な研究と評価とのサイクルが異なるため、長期展望を持った研究を実施しにくい。
水産総合研究センター	
産業技術総合研究所	・運営費交付金については、毎年一律の削減が求められていることから、優れた研究成果を挙げ高い評価を受けた場合でも運営費交付金が減少し、研究者の研究意欲が低下する恐れがある。研究開発独法への予算配分には、個々の法人の成果に応じたインセンティブ型予算配分なども検討すべきである。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
土木研究所	・目的積立金の認定は、対象案件の利益の実績が原則として前年度実績額を上回るとされていることから、年々実績額を増やさなければ申請ができない現状であり、目的積立金認定基準の弾力化等が必要と考えられる。 ・退職金算定にかかる通算協定は、個々の法人では対応が困難である。統一的な制度の検討をお願いしたい。
建築研究所	業務運営の努力により得られた利益について、目的積立金として認められる額を多し、業務運営向上へのインセンティブとするべき。
交通安全環境研究所	
海上技術安全研	

法人名	独立行政法人における制度上の課題
研究所	
港湾空港技術研究所	
電子航法研究所	<p>・自己収入増大へ向けた経営努力の成果として、毎年度の運営費交付金査定に際して政策係数等を通じた適切な対応が図られるよう措置していただけることになってはいますが、現状では、外部資金の獲得による利益相当額をいわゆる自己収入分として法人の運営費交付金予算要求時に削減されています。このような状況では、自己収入の積極的な獲得を行っても交付金が削減されることとなり経営努力のモチベーションが高まらない状況です。また、過去の実績額の最大値にされてしまうことから法人として獲得可能な自己収入額以上に削減されることとなり、そのような状況が続くことは、法人のモチベーションの低下を招くため、改善していただきたい。</p> <p>・総人件費削減対象の例外の活用において、民間からの受託や競争的資金により雇用される任期付研究者を活用したいと考えるが、その一方で複数年に渡る資金獲得が必ずしも確実ではないため、踏み切れない実情がある。</p>
国立環境研究所	<p>国立研究機関長協議会が指摘されている問題点を当所も共有している。</p> <p>人事上の問題・ 人件費の削減の問題 / 任期満了後の任期付き研究員の不安定の問題 / 常勤研究員の再任用について問題</p> <p>施設整備上の問題・ 施設の老朽化、省エネ型施設への転換 / 重点研究項目と基礎研究項目のバランスの取れた予算配分 / 残予算の弾力的運用</p> <p>情報の共有化問題(以下の項目の共有化を推進) 業績、人事評価制度に係る課題及び実態 / 退職金の通算の問題 / 人材活用に関する方針</p>

2.10 国際化

2.10.1 国際標準への対応

平成 20 年度において、国際標準への取り組みを実施している法人は全 29 法人中 26 法人であり、取り組み予定の法人が 2 法人であった。なお、取り組み予定がない法人は国立科学博物館であり、国際標準への対応の必要性がないことが取り組む予定がない理由である。

多くの法人において、ISO その他、各研究領域に係る国際標準化・規格化のための国内や国際委員会などへの参画が実施されている。その他、法人として標準化ポリシーを策定して該当する研究テーマについて組織的に国際標準化に取り組む事例、国際標準化を念頭においた調査活動や情報発信活動を行っている事例などがある。

国際標準への取り組みの具体例としては次のものがある。

宇宙航空研究開発機構

ISO の会議に 10 名の職員を派遣している。

医薬基盤研究所

医薬品の国際標準化を提言・推進する国の機関と連携して、iPS 細胞を用いた毒性評価体系を開発し、国際標準に発展させるための研究を実施。

情報通信研究機構

専門部署の設置など、組織として対応している。

表 2-133 国際標準への対応状況

法人名	取り組み状況
沖縄科学技術研究基盤整備機構	1
情報通信研究機構	1
酒類総合研究所	2
放射線医学総合研究所	2
防災科学技術研究所	1
物質・材料研究機構	1
理化学研究所	1
海洋研究開発機構	1
宇宙航空研究開発機構	1
国立科学博物館	3
日本原子力研究開発機構	1
国立健康・栄養研究所	1
労働安全衛生総合研究所	1
医薬基盤研究所	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1
農業生物資源研究所	1
農業環境技術研究所	1
国際農林水産業研究センター	1
森林総合研究所	1
水産総合研究センター	1
産業技術総合研究所	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1
土木研究所	1
建築研究所	1
交通安全環境研究所	1
海上技術安全研究所	1
港湾空港技術研究所	1
電子航法研究所	1
国立環境研究所	1

1.対応している	26
2.まだ対応していないが、今後対応予定	2
3.まだ対応していない(現時点で対応予定なし)	1
合計	29

表 2-134 国際標準へ未対応の理由

法人名	未対応の理由
沖縄科学技術研究基盤整備機構	
情報通信研究機構	
酒類総合研究所	国際標準への適切な対応の重要性は認識しているが、組織規模が小さいこともあり、対応が遅れている。
放射線医学総合研究所	3つの国際オープンラボラトリーを設立し、海外研究者の招へいを促進している。 国際交流協定の締結・活用：H21年3月末現在で、23機関と24件の研究協力協定または覚書を締結し、積極的な人的交流を含めた研究交流を行っている。 海外拠点の活動として、IAEAに職員や退職職員を派遣し、IAEAの活動に関する情報を得たり、職員が国連科学委員会(UNSCEAR)や国際放射線防護委員会(ICRP)等の国際委員会の委員として、放射線防護に関するガイドライン作成に参画している。 知的財産、特許について、現時点では積極的な対応はしていない。 重粒子線がん治療の標準化を目指したガイドラインを、国際放射線単位測定委員会(ICRU)のレポート委員会においてまとめつつある。
防災科学技術研究所	
物質・材料研究機構	
理化学研究所	
海洋研究開発機構	
宇宙航空研究開発機構	
国立科学博物館	国立科学博物館で実施している研究は、自然や科学技術に関する標本資料に基づく実証的な研究であって、製品化等を視野に入れた開発型の研究とは本質的に異なり、国際標準への対応予定はない。
日本原子力研究開発機構	
国立健康・栄養研究所	
労働安全衛生総合研究所	
医薬基盤研究所	
農業・食品産業技術総合研究機構	
農業生物資源研究所	
農業環境技術研究所	
国際農林水産業研究センター	
森林総合研究所	
水産総合研究センター	
産業技術総合研究所	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	(なお、金属資源開発部門においては、研究開発のテーマが鉱業関連のものであり、国際標準になじまないため、まだ対応していない(現時点で対応予定なし))
土木研究所	
建築研究所	
交通安全環境研究所	該当なし
海上技術安全研究所	
港湾空港技術研究所	
電子航法研究所	
国立環境研究所	

表 2-135 国際標準への対応の取り組み内容

法人名	取り組み内容
沖繩科学技術研究基盤整備機構	研究活動の使用言語は英語であり、規程及びガイドラインは、日本語及び英語表記となっている。代表研究者の半数以上が外国人である。
情報通信研究機構	機構内に「標準化推進グループ」を設置。当該組織では、国際標準に関する専門的知識を有する人材の確保・育成等を行い、機構における国際標準への適切な対応に努めている。 ITU、IEC、IEEE等の国際標準化機関に対し、研究開発成果に基づく標準化提案を積極的に提出している。 国際標準化活動を行う若手人材の育成を目的に、標準化活動に従事しているベテランから若手研究者へのノウハウの継承や組織を超えた人材交流を図る「国際標準化活動若手交流会」を開催している。
酒類総合研究所	
放射線医学総合研究所	国際オープンラボラトリーや海外機関などとの研究協力協定または覚書の締結に基づいた積極的な海外研究者の招へいや職員としての採用を推進する。 知的財産、特許について、現時点では個人的に引き受けている ISO や IEC の委員の会合を持つことにより、情報の共有などを推進しているが、将来的には委員研究所レベルへと進める。
防災科学技術研究所	「現場への適用戦略を持つ防災科学技術国際リスト」の作成に関する国際的なフレームワーク作りおよびそのコンテンツに関する検討を、当研究所が中心となり実施している。 地震観測研究に関しては、研究開発の推進および研究成果の創出をより一層行うため、国際標準的な形式で観測データおよび研究成果の発信を行っている。 その他の研究成果などに関しても、今後国際的に研究成果を広めていくため国際標準化を図ることを前提に検討している状況である。
物質・材料研究機構	国際標準化については、材料の試験方法や試験結果の評価についての専門的な知識を持っている多くの研究者が ISO や JIS の委員会等に参加している。 先進材料の標準に関する国際協力プロジェクトとして位置づけられる VAMAS 活動では、先進材料や特性評価法の国際標準化を促進している。NIMS は VAMAS 活動の初期から参加し、我が国を代表する運営委員の一員を務め、中心的な活動をしている。平成 20 年度には、ISO 規格改定; 3 件、IEC 規格改定; 1 件、JIS, ASTM 規格改定; 2 件を得た。
理化学研究所	バイオリソースセンターでは、特に産業利用の多い細胞材料並びに微生物材料について、国際品質マネジメント規格 ISO9001:2008 認証を更新、維持し、それに沿った品質管理を実施している。さらに、品質管理支援ユニットを設置し、国際標準の品質管理について、センター全体へ水平展開を図っている。バイオリソースの具体的な国際標準化についても、ヒト試料由来検査方法、実験動物病原微生物検査方法等について、各国の関係機関と連携し、実施している。さらに、iPS 細胞及びバイオリソース関連情報の国際標準化についても世界の主要な関係
海洋研究開発機構	(研究開発成果の使用等を国際標準化する取り組み) 海洋環境で海水と同じ組成を持つ全炭酸及び栄養塩(硝酸塩、リン酸塩、ケイ酸塩)測定のための国際的な標準物質を確立することを目標として、標準物質の試験作成及び保存実験を実施した他、平成 21 年 2 月にはバリのユネスコ本部で国際ワークショップを開催し、国際的な合意による定義とスケールの確立を推進するための議論を行った。
宇宙航空研究開発機構	JAXA 衛星等の設計に使用される標準的な技術要求(設計標準)のうち、宇宙環境やデブリ防護などの標準について、国際標準への反映を目指している。このため、国際標準化機構(ISO)の宇宙システム・運用分科委員会(SC14)及びワーキンググループに対して国内組織を通じて働きかけており、ISO の国際会議にも JAXA から 10 名前後の技術者を派遣し、国際標準の制定に積極的に貢献しているところである。また、既に国際標準化された内容について精査し、JAXA の設計標準等への取り込みを図っている。 複合材料強度評価に関する既存の研究開発調査、検討、検証及び新しい試験評価法の研究開発を行い、次期試験法標準化への準備を進めている。具体的には、航空・宇宙構造に必要とされている複合材料に関する機械的特性評価技術の標準化について、試験法設定、複数機関での実証試験(RRT)をとりまとめ、規格原案を作成、JIS 及び ISO へ提案し標準化を進めている。また、ISO(TC61/SC13 及び TC206)への新規規格提案、及び提案後に必要となる各審議段階における対応を行い、規格化を推進している。
国立科学博物館	
日本原子力研究開発機構	高速増殖炉サイクルの研究開発では、我が国の技術が世界標準となることを目指すこと、研究開発リスクや資源負担の低減等を基本的考え方として国際協力を進めている。第四世代原子力発電システム国際フォーラム(GIF)において、我が国のナトリウム冷却高速炉概念(JSFR)が中・大型炉におけるループ型のリファレンス概念となっている。日米原子力共同行動計画に基づく研究開発分野では、炉及び燃料システムの設計概念の比較検討等を実施している。また、2008 年 1 月には DOE、CEA、原子力機構の三機関の間でナトリウム冷却高速実証/プロトタイプ炉に関する研究協力の覚書を締結し、設計目標や安全原則の設定、建設費の削減等のために必要な革新技術の抽出・整理などを協同実施している。 原子力基礎工学研究開発では、国際的な原子力研究開発の基盤を形成するため種々の国際協力を実施している。国際原子力機関(IAEA)については、研究協力計画および諮問会合に専門家を派遣している。経済協力開発機構(OECD)/原子力機関(NEA)については、核データ、積分実験データベース等について研究協力を実施している。また、ICRP2007 年勧告の核種及び線量換算係数データベース、米国機械学会(ASME)炉心黒鉛構造物の規格検討等についても協力を行う等、原子力基盤技術の国際標準化に大きく貢献している。 核融合研究開発では、国際トカマク物理活動というボランティア活動が行われており、実験データベースだけでなく解析結果、解析コード等も集められて広く国際標準化が進められている。原子力機構はこの活動に積極的に参加して、JT-60、JFT-2M のデータを提供するだけでなく、データベースの解析も行い、活動を主導している。 大強度陽子加速器(J-PARC)計画では、運営の最高機関である運営会議の下に、外国人を委員長とした国際諮問委員会を設け年 1 回の割合で、国際的視点から J-PARC の運営に関する答申を得ており、運営の国際標準化に反映している。
国立健康・栄養研究所	食品・栄養については、Codex(FAO/WHO 食品規格委員会)の委員会、部会等に研究者を派遣、国際標準企画の作成に関与するとともに、国際標準についての情報収集に努め、この分野での政府(農水省、厚生省)の関与につき技術的・学術的サポートを行っている。また、アジアを中心に海外との人材交流や共同研究を推進することにより、国際標準に合致した研究の推進や研究者の育成を図っている。研究成果については、英文の原著論文(査読付き)を評価対象とすることにより、研究成果の評価が国際標準に合致するよう努めている。
労働安全衛生	当研究所においては、国際情報・研究振興センターを拠点として、内外の研究情報の収集・発信に関する業務(国際学術誌

法人名	取り組み内容
総合研究所	の刊行、国際シンポジウムの開催等)を行うとともに、WHO(世界保健機関)、ISO(国際標準化機構)等国際機関と連携しつ、研究成果の国際標準化を念頭においた調査研究を推進している。
医薬基盤研究所	医薬品等の国際標準化を提言・推進する機関である、国立医薬品食品衛生研究所と連携して、iPS細胞を用いた毒性評価系を開発し国際標準に発展させることを目的とした研究を推進している。
農業・食品産業技術総合研究機構	農研機構では、我が国の農産物・食品に係る分析データを国際的に信頼できるものとするため、穀類のかび毒や重金属の分析について外部精度管理用試料の供給・解析に取り組んでいるほか、国際重要疾病であるBSEや鳥インフルエンザ等の病性鑑定についても対応している。20年度は、精米粉末中のカドミウムおよび主要ミネラルの分析法の外部精度管理事業を引き続き実施するとともに、欧州標準物質・分析法研究所(JRC-IRMM)における大豆のGMO定量法に係る試験室間共同試験を実施した。また、国際獣疫事務局(OIE)、経済協力開発機構(OECD)、及びFAO/WHO合同専門家委員会(Codex)等からの関係専門家や講演講師等の要請に応じて職員を派遣し、それぞれの事業活動を積極的に支援している。
農業生物資源研究所	当法人は、ポストゲノム研究の一環としてゲノムアノテーション及び関連情報解析を推進しており、国際共同プロジェクトであるイネアノテーション計画(RAP)の中核機関として活動してきている。20年度は、11月14～15日の2日間、東京において第5回イネアノテーション会議(RAP5)を開催した。また、オオムギ、ブタなどのイネ以外の農業上の重要生物のゲノム解読あるいは遺伝子の機能解析に取り組む国際コンソーシアムのメンバーとして国際会議に参加し、国際協力と連携、国際標準への対応を行っている。ゲノム研究関係以外においても、20年度は、国際連合食糧農業機関(FAO)等の国際機関の要請に応じて6名の職員を専門家として派遣したほか、政府の要請に応じて各種の国際機関等へ12名の派遣を行うなど、日本を代表する立場で研究活動を中心に国際的貢献を行っている。
農業環境技術研究所	IPCCやOECDの場で行われている温室効果ガスや生物多様性など世界の環境問題に関する国際標準の枠組み作りに引き続き参加し、貢献している。またそれらの国際会議への研究者の派遣を通して、国際標準に関する情報の収集と専門的知識を有する人材の育成を図っている。
国際農林水産業研究センター	東南アジアのイネいもち病研究グループを統括し、イネいもち病抵抗性遺伝子及びいもち病菌レースを同定可能な判別システムを構築している。ネットワーク参加国の中国、フィリピン、ベトナム、インドネシアでこれまでに合計3,000点以上のいもち病菌系の収集を行なった。各国で少なくとも70菌系以上について病原性評価を行った結果、中国南部を境として菌系に明確な分化があることが明らかとなった。 大豆さび病の南米におけるネットワーク研究では、病斑型の評価法を確定し、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイの各国で菌系を採取し、これまでに18サンプルの評価を終えた。ブラジル、パラグアイのサンプルは採取地により病原性の違いがみられ、多様な菌系の存在が示唆された。 このように、国際共同研究のネットワークを通して、研究成果の国際標準化の取り組みを進めている。
森林総合研究所	ISO委員会、IPCC委員会等に委員として職員を参加させ、試験法等に関する改良意見の提案や最新情報の入手を行っている。
水産総合研究センター	2008年度には、IMO(国際海事機構)第7回小型漁船安全基準ドラフト作成専門家会合、第51回復原性・満載喫水線・漁船安全小委員会(SLF)、第52回船舶設計・設備小委員会(DE)、漁船の安全性に関する勧告・ガイドライン等手順書作成専門家会合(CG)に、当センター水産工学研究所の職員を派遣し、漁船の安全性に関する国際基準作りにおいて、研究成果に基づく意見を述べ、協議に参加することによって、専門人材の確保・育成並びに研究成果の国際標準化に努めている。また、FAO/WHO合同食品規格委員会(CODEX委員会)第29回魚類・水産製品部会(2008年2月開催)に、東北水産研究所の職員を派遣し、水産食品の国際安全基準に関する協議に参加させ、専門人材の確保・育成に努めている。
産業技術総合研究所	産総研工業標準化ポリシーに基づき、研究開発と同時に産業社会における利害関係者の調整を進め、国際標準化へ向けて積極的な展開を図っている。特に、中立的(独法)な立場から利害関係者の調整が可能、唯一の国家計量標準機関(NMI)である、研究者ネットワークによる国際協調の形成が可能、研究開発段階から標準化を軸とした知的財産形成戦略が可能、等の利点を活用し、基本規格・方法規格や高齢者・障害者対応の福祉関連分野、エネルギー・環境計測・材料評価分野などの他、産業競争段階前の最先端技術分野の標準化に取り組んでいる
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	機器開発を行う場合には、石油開発分野で一般的に用いられる国際的な標準規格(API, ANSI, DNV, APS, ASME等)、金属資源開発分野で一般的に用いられる国際的な標準規格への対応を行なっている。
土木研究所	国土交通省の「土木・建築における国際標準対応省内委員会」の下に設置された国際標準専門家ワーキンググループのメンバーとして、国内調整、対応案の検討、国内外の審議への参画等の活動を行うとともに、ISOのワーキンググループや国内対策委員会において、日本の技術的蓄積を国際標準に反映するための対応や国際標準の策定動向を考慮した国内の技術基準の整備・改定等についての検討を行うなど、国際標準への対応を実施している。
建築研究所	国際基準に関する活動としては、20年度も引き続き、ISO(国際標準化機構)の建築基準に関連する分野において研究者を派遣し、日本を代表する立場で原案作成等の協議に参画している。
交通安全環境研究所	・レール・車輪接触工学国際会議(CM)、鉄道技術国際シンポジウム(STECH)において、日本代表組織委員を務め、会議の定期的開催(CM2009、STECH2009準備)を確立するなど、国際的研究活動に貢献した。 ・鉄道台車国際会議において、日本代表組織委員として、国際会議の開催(Bogie07:ブダペスト)を成功させ、国際的研究活動に貢献した。 ・ICOTA7国際会議(7th International Conference on Optimization Techniques and Applications)
海上技術安全研究所	国際海事機関(IMO)等への貢献:IMOは海事に関する安全・環境に関わる国際基準を検討する国際機関であり、各種専門委員会において詳細に審議。当所では、我が国提案の技術的バックボンの提供や、各国提案に対して技術的観点からの意見提示等を実施。最近における具体的な貢献内容は、以下のとおり。 国
港湾空港技術研究所	平成20年度においては国際標準化機構(ISO)、国際航路協会(IANC)、日本コンクリート工学協会(JCI)等における技術に関する標準化のために設置された委員会に多数の研究者を派遣し、我が国の港湾空港土木技術の研究成果が、国際標準に反映されるよう努力するとともに、最新の国際標準化に関する情報の収集を行っている
電子航法研究所	ICAO(国際民間航空機関)やRTCA(航空無線技術委員会)等の国際会議へ多数の研究者を参加させ、技術資料を提出するなど技術的な国際標準策定に貢献している。
国立環境研究所	京都議定書の締約国会議で採択された「インベントリ報告ガイドライン」に基づいた方法により、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録の作成事業を展開している。

2.10.2 国際活動

(1) 概況

平成 20 年度における研究開発独法の国際活動については、多くの法人で取り組まれている。活動の内容としては次のものがあげられる。

- ・ 外国人研究者の積極的採用
- ・ 国際交流プログラムによる外国人研究者との交流、招聘研究員との共同研究の推進、海外からの研究生の受け入れ
- ・ 国際機関と連携した国際的な研究協力の推進活動（国際機関の支部としての活動、大規模な国際会議、情報の提供、研究者ネットワークの構築など）
- ・ 海外の研究機関との提携による国際共同研究の推進
- ・ 国際的ないし特定国の課題解決に資する研究の実施
- ・ 国際機関やわが国の海外協力機関と連携した人材の育成や研究成果の普及活動
- ・ 国際会議、国際シンポジウム、国際ワークショップなどの開催
- ・ 国際機関、国際研究機関への研究員の長期派遣
- ・ 国際会議、国際シンポジウムなどへの研究員の派遣
- ・ 海外の技術動向等の情報収集のための連絡事務所の設置や職員の海外派遣
- ・ 標本の貸し出し

(2) 具体的な取り組み内容や課題

国際活動を推進するため、次に示すような研究所内の体制整備など、機能強化を行っている法人もある。

- ・ 海外の研究機関と連携した海外研究拠点の設置
- ・ 国際活動を支援する事務体制の整備による国際対応機能の強化
- ・ 所内における国際オープンスペースの開設
- ・ 国際オープンラボラトリーをベースとした各種活動の展開

国際活動への特徴的な取り組み事例としては次のものがある。

放射線医学総合研究所

国際化対応のための事務体制を強化したり、国際オープンラボラトリーを設置したりすることによって、海外研究者の招聘や研究者の受け入れを実施した。また、IAEA などの国際機関や JICA などの海外協力機関との連携活動による人材トレーニングなどを総合的に実施した。

情報通信研究機構

欧州の国際機関や研究機関等との連携活動を推進することを目的に、欧州委員会（EU）との共催によるシンポジウムをベルギーで開催した。

理化学研究所

研究室の運営を担わせる独立主幹研究員制度を改変し、募集対象を外国人に限った「国際主幹研究員制度」とした。

国立科学博物館

地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の日本ノードとして、国内大学な

どとの連携活動のもとに生物標本や自然情報の収集・提供を行うとともに、GBIF の副議長を務めた。

土木研究所

国内外の政府機関、研究機関などからの要請を受けて、海外で積極的な研究成果や技術の普及、活用促進に取り組んでいる。中国四川省の大地震等の災害に対しても職員を派遣し、国際貢献を行っている。

国際活動を展開するにあたっての課題としては、次の点が挙げられている。

- ・ 外国人研究者を受け入れに伴う研究環境の整備
- ・ 住宅確保など生活環境の整備や生活支援
- ・ 英文サイトの充実など、海外からの研究者募集のための情報発信の強化

表 2-136 国際活動を促進する取り組みや課題

法人名	国際活動を促進する取り組み、課題
沖縄科学技術研究基盤整備機構	主任研究者19名のうち10名は、外国人を採用するとともに、研究者160名の内、約50名は外国人を採用している。国際ワークショップを8回開催し、226名の外国人研究者が参加した。
情報通信研究機構	国際交流プログラム(国際研究会助成、個別海外研究者招へい)の周知・促進。H20年度(公募はH19年度)の実績は、国際研究会助成2件、個別海外研究者招へい6名。 インターン制度の定期募集による周知・促進。H20年度実績は6名。 欧州における国際機関及び研究機関等との国際連携を推進するため、欧州委員会と「日EU新世代ネットワーク共催シンポジウム」をベルギーにて開催。 H20年度、研究協力協定を新たに7機関と締結、5機関と再締結。
酒類総合研究所	日本学術振興会やJICAの制度を活用し当研究所に研究者等を受け入れる他に、独自に海外からの研究者を研究生として受け入れている。平成20年度にはJICAの研修生4名、タイからは日本学術振興会の研修員として1名、研究生2名(中国、バングラディッシュ)を受け入れた。 また、米国(ハワイ日本文化センター・ホノルル)で開催された清酒を対象とする第8回全米歓評会に審査員を派遣するなど、清酒の海外普及活動にも取り組んだ。
放射線医学総合研究所	国際活動を支援する事務体制・国際対応機能の強化 外国人研究者受入体制等の強化方策:国内外の各種制度や放医研の費用で受け入れた外国人研究者のために、各種の所内規程、必要書類の様式・記載事項、税関連情報、生活ガイドなどの英文化を促進したり、外国人研究者の相談窓口となっている。また、所内放送や掲示物の英文化を促進し、国際活動を支援する目的で、英文ホームページの充実とアップデートに努めている。 海外科学技術動向の情報収集・分析のため、職員を国際学会、国際機関、外国の大学、研究所などの試験研究機関に派遣し、また、国内外の各種制度や放医研の費用で、外国人研究者を積極的に受け入れ、人的交流を推進している。 国際交流協定の締結・活用: H21年3月末現在で、23機関と24件の研究協力協定または覚書を締結し、積極的な人的交流を含めた研究交流を行っている。 IAEAなどの国際機関外国研究機関、JICAとの共催で、各種トレーニングコースを開催し、国外における放射線医療や緊急被ばく医療の技術向上に向け協力支援をしている。また、低線量放射線の生物学的影響の研究分野においては、国際原子力機関の協力センター(IAEA C C)として認定を受け、全世界的なネットワークを背景とした活動を行っている。 法人の国際化を促進する取り組みや課題 3つの国際オープンラボラトリーを設立し、海外の研究者招へいを進め、シンポジウムも開催している。 国際オープンスペースを開設し、外国人研究者と職員との親睦・情報交換のための交流の場を設け、文化交流会なども開催している。
防災科学技術研究所	他国の関係者に研究成果を有効に活用してもらおうと交流を促進することを目的に、代表的な研究成果をデータベース化しWeb上で公開するなど環境を整備している。 2008年度においては、2008年5月に発生した四川大地震の発生を受けて、中国科学院国際合作司および日本学術振興会などと協力してシンポジウムを開催し災害への対応や減災への取り組みについて議論するなど、迅速に対応することにより国際貢献を行っている。また、その他にも多国間および二国間の国際会議の開催や協力協定の締結などを通じ、国際展開を図っている。
物質・材料研究機構	特になし。
理化学研究所	<取り組み> ・平成20年度末で、35カ国以上、210を超える海外研究機関と協力協定・共同研究契約を締結している。 ・米国・BNL研究所、英国・RAL研究所、米国・MITに、各関係機関との協定に基づき、海外研究拠点を設置している。H20年度には、韓国・漢陽大学(ソウル)内にもナノ科学関係の理研ラボを設置した。 ・また、シンガポール連絡事務所、中国事務所を中心として、アジアの地域的課題関連の研究協力を推進し、地域的人材・研究交流も進めた。 ・これら研究協力・交流、基盤をベースに「国際プログラム・アソシ
海洋研究開発機構	UNESCO(国連教育科学文化機関)のIOC(政府間海洋学委員会)を中心に当機構の活動に有用な国際的な動向の把握を行っているが、平成20年1月に当機構に設置された「IOC協力推進委員会」の下に各種専門部会を設置・開催することにより、国際的な活動に関する検討を実施している。 地球環境観測研究、地球変動予測研究に関する研究テーマについて協力を実施している国際北極圏研究センター(IARC)及び国際太平洋研究センター(IPRC)について、当機構の第2期中期目標・中期計画における協力方針を検討し、両機関に関する協定(平成21年度～25年度)を締結した。
宇宙航空研究開発機構	JAXAは、相互利益の獲得、我が国の国際的地位に相応しい活動の実現の観点から国際協力を積極的に推進しており、具体的には、多国間・二国間の国際会議の開催や協力協定の締結等を通じて国際協力ミッションの創出を促進している。 2008年度は、各国宇宙機関長レベルによる二国間会合開催に加え、国連アジア太平洋経済委員会(UNESCAP)及びスウェーデン国立宇宙委員会(SNSB)等との間で協力協定の締結を行った。 また、アジア太平洋地域を対象として文部科学省等との共催により「アジア太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)」を毎年一回開催しており、同地域での宇宙分野の国際協力促進にも貢献している。
国立科学博物館	研究活動について、以下の取り組みを行っている。・生物多様性に関する国際協力プロジェクトである地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の日本ノードとして、国内の自然史系博物館や大学等の機関と協働し、自然史標本資料情報の提供を積極的に行っている。また、国立科学博物館のコレクションディレクターがGBIF副議長に選出されており、館としてこの国際プロジェクトに積極的に貢献している。・統合国際深海掘削計画においては、当館は世界16ヶ所に設置・運営されている微古生物標本・資料センター(MRC)のうち、世界5ヶ所に設置されている。
日本原子力研究開発機構	原子力機構が国際活動を促進し、国際的な研究開発拠点としての機能を高めるため、外国人研究者の受入れにあたり、職場及び生活環境を向上させるべく、努力している。 例として、2008年に施設の運用が開始され、多数の外国人研究者の受入れが行われているJ-PARC(高強度陽子加速器)センターを始め、原子力機構内の各研究センターにおいて、主要な規定規則類の英文化、英文による教育資料(Eラーニングを含む)、英文イントラネットの拡充及び機構内英文表記の充実等を行っている。また、多国間の国際協力に基づき実施している国際熱核融合実験炉(ITER)プロジェクトにおいて、原子力機構は主要極として活動しており、機器製作に当たっては独自のノウハウを生

法人名	国際活動を促進する取り組み、課題
	かして取組む等、積極的に当該活動を推進すると共に、海外からの研究者受入れ強化及び、ITER サイト(カダラッシュ)への日本からの出張者支援にも力を入れている。
国立健康・栄養研究所	平成18年度より国際産学連携センターを設置して、アジア地域をはじめとする海外との国際的な研究ネットワークの構築、海外との学術交流を推進するとともに、独自の予算による若手海外研究者の招聘、国際シンポジウムやセミナーの開催などを行っている。
労働安全衛生総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> 当研究所は、WHO(世界保健機関)の労働衛生協力センターとして指定を受けており、労働者の健康に関し、WHOが主導する国際的な枠組みの中での研究を推進している。 海外6か国11機関との間で研究協力協定を締結し、国際共同研究の推進や国際シンポジウムの開催、研究員の相互派遣等を行っている。 国際学会で論文発表・講演を行うとともに、ISO、IEC等国際機関における国際基準・規格制定等に協力している。
医薬基盤研究所	薬用植物研究において、ペルー、ミャンマー、パキスタン等の植物を用いた熱帯地域特有の感染症であるリウシュマニア病の治療薬の開発に向けた研究を実施している。 文部科学省・知的クラスター創成事業(第 期)の広域化プログラムを実施し、イギリス、フランスと連携して、国際バリューチェーンによる創薬ターゲットタンパク質の阻害剤開発を行っている。
農業・食品産業技術総合研究機構	国際的な課題への適切な対応や、質の高い研究開発の効率的・効果的推進のため、20年度は国際会議等へのべ15名、国際研究集会等へのべ438名、海外調査・視察等に延べ204名を短期に海外派遣した。 MOU や研究協定書などの合意文書を締結している国際連携を積極的に進めており、20年度は、新たに開始した5件を含めて合計47件を実施した。特に、韓国との間では13件、中国との間で9件の国際連携をそれぞれ実施した。さらに台湾、タイ、インドネシアなど東南アジア諸国との間でも6件の国際連携を実施した。 研究者の国際活動に対する資質を向上させるため、在外研究員制度を実施し、外国研究機関に長期派遣(1年程度)するとともに、19年度から中期(3ヶ月以下)及び短期(1ヶ月以下)の在外派遣も可能となるように制度を整備した。科学技術協力に関する政府間協定道に基づき数多くの国際共同研究を奨励し、実施している。 大豆のGMO 定量法に係わる試験空間共同試験を実施する等、国際機関等との連携を進めている。 JSPS フェロシップ生の受入や国連大学生の受入等、外国人研究者の受入を積極的に進めており、研究者間の交流が国際活動の促進に繋がっている。
農業生物資源研究所	【国際共同研究】 平成19年度から継続して、チェコ科学アカデミー昆虫学研究所、フランス国立農学研究所等との共同研究を推進すると共に、新たにマラウイ国マラウイ大学、韓国農村振興庁農業生命工研究学院、オーストラリア連邦科学研究機構、コロンビア国際熱帯農業センターと研究覚書MOUを締結した。
農業環境技術研究所	農業環境に関わる問題の解決に向けて、共通点の多いモンスーンアジア諸国の研究機関が連携して研究を進めることを目的に平成18年度に設立した、モンスーンアジア農業環境研究コンソーシアム(MARCO)の活動として、毎年、国際シンポジウムを開催している。また、MARCO の活動の一環として、モンスーンアジア地域の国より中堅の研究者を招へいし、将来を見据えた連携強化を図っている。さらに、MARCO の発展、充実に貢献するため、本研究所のWeb サイトにMARCO のホームページを立ち上げ、情報交換を行っている。また、国際研究機関や研究者との共同研究、国際研究機関への研究者の派遣、MOU に基づく国際共同研究等を実施している。
国際農林水産業研究センター	開発途上地域での国際共同研究・情報収集活動がミッションであり、全所をあげて、以下のような活動を実施している。 開発途上地域の研究者との継続的な信頼関係を基礎に、25カ国、70研究機関と共同研究を実施した。 当センターは国際農業研究協議グループ(CGIAR)の我が国における拠点研究機関(focal point institution)として認定されており、CGIAR が我が国で行う活動を支援している。 国際共同研究の推進等のため、海外の研究機関等に役職員(156名)を延べ488回、15,813日間出張させた。また、研究の一層円滑で効率的な推進を図るため、他独法(5機関)、大学(13大学)、国公立研究機関(2機関)、民間等の支援・協力を得て、その研究者47名を延べ63回、612日間海外に派遣した。さらに、海外機関からも研究者を招へいし、国際共同研究プロジェクトの推進に当たっている。 このほか、国際会議、ワークショップを開催するとともに、海外の農業に関する情報の発信、収集を行っている。また東南アジア及びアフリカには、現地ベースでの総合的な研究調整を行うための地域コーディネーターを置いている。 国際農林水産業研究の振興に寄与するため、農林水産省と連携し創設した「若手外国人農林水産研究者表彰」では、平成20年11月11日、40歳未満の若手研究者3名(研究実施国は中国・ケニア・ベトナム)へ奨励金(5,000米ドル)を授与すると共に、国連大学において表彰状(農林水産技術会議会長賞)を授与し研究成果発表会を開催した。奨励金には当法人への寄附金を、受賞者の招へい費用等には当法人の運営費交付金を充てた。
森林総合研究所	国際活動は、研究コーディネータ(国際研究担当)の総括の元で、企画部研究協力科と国際連携推進拠点により実施されている。前者ではJICAやITTO等の研修員を受け入れて、主に発展途上国を対象とした研修業務を担当している。また、JSPSのフェロシップや運営費交付金による招へい研究員の受入を通じて国際交流を推進するとともに、年間300人を超える外国来訪者に対して当所の国際研究への貢献を説明している。後者は国内外の森林研究機関との連携強化と森林情報技術の国際化を図るため、国際セミナー開催による情報交換を行うと共に国際林業研究センター(CIFOR)に研究員を長期派遣している。また、国際森林情報推進室が中心となり運営費交付金により東南アジア諸国を対象とした国際共同研究を実施している。
水産総合研究センター	2006年度に締結した日中韓三国水産研究機関(独立行政法人水産総合研究センター、中国水産科学研究院、韓国国立水産科学院)による研究協力に関するMOU(覚書)に基づき、2007年度から3機関で合意された研究項目に則して、研究協力・研究者交流を実施するとともに、毎年度機関長会議を開催し、重点的に取り組む研究項目の見直しを行っている。2008年度には、成果の一つとして、日中韓水産用語集が3機関の協力によって作成、刊行された。刊行物は3国において水産関係者に配布された。この水産用語集のより多くの人による、利便性の高い活用をめざし、電子ファイルとして3機関のホームページに掲載すべく取り組みを進めている。 天然資源の開発利用に関する日米会議(U.S.-Japan Cooperative Program in Natural Resources)を日本側は水産総合研究センターが、アメリカ側は国立海洋気象局(NOAA)が窓口となって、1971年から日本とアメリカで交互に合同会議およびシンポジウムを開催し、研究者の交流や共同研究を行っている。 カナダ、中国、日本、韓国、ロシア、米国によって1992年に設立された政府間科学機関である、北太平洋海洋科学機構(PICES: the North Pacific Marine Science Organization)の議長を水産センターの研究推進部長が務めている。2008年に横浜で開催された年次会合では、水産センターが事務局を勤めた。
産業技術総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ヒューマノイドロボット研究をフランス国立科学研究センターと実施するための連携研究体を設立し、欧州FP7資金への応募が可能となった。 インド・バイオテクノロジー庁とライフサイエンス分野のワークショップを開催し、新たに共同研究を開始した。 ブラジル・リオデジャネイロ大学とバイオ燃料に関する共同研究を開始し、JST 地球規模課題対応国際科学技術協力事業に

法人名	国際活動を促進する取り組み、課題
	<p>募、採択された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府アフリカミッション参加、ASEAN 科学技術週間展示出展など、科学技術外交に貢献すると共に産総研の研究成果を海外に発信した。 ・東・東南アジア地球科学計画調整委員会(CCOP)において、4テーマ(地下水、火山災害、デルタ、GEOGrid)でワークショップ開催などの協力を行っている。 ・APEC 産業科学技術作業部会(ISTWG)の下で「都市と沿岸域での自然災害軽減」に関する研修を開催した。 ・UNESCO の国際惑星地球年やジオパークの国内事務局として活動した。 ・世界地質図委員会でのアジア地質図編集、国際地質学連合での地質情報標準策定に協力した。世界の地質調査機関と連携し OneGeology プロジェクトを推進中である。 ・メートル条約下の国際度量衡委員会において各種委員を務め、計量標準相互承認協定に積極的に参画した。また国際比較(20年度に16種類)への参加、及び国際ピア・レビュー(20年度物理標準18品目)の受審を通じて、国際的な計量標準の同等性を確保した。 ・国際法定計量条約の下で要職を担当するとともに、国際法定計量に関する証明書の発行・受入に関して、国際的な法定計量活動の強化に貢献した。またアジア太平洋法定計量フォーラムにおける要職を担当した。 ・JICA タイ国家計量機関プロジェクト、APEC 基金による技術審査プログラム、ASEAN 計量標準セミナーを通じて、アジア地域での主導的役割を果たした。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>当機構は、産油・産ガス国の国営石油会社等と協力枠組みを構築し、関係強化のための取組を行っている。こうした協力枠組みには、技術研修生の受入、共同研究事業等の実施、産油国における出展参加等を含み、当機構の国際的活動を促進するものとなっている。また、石油・天然ガス開発分野に関する国際会議等の主催等を行うことにより、国際レベルでの技術発展に貢献している。</p> <p>また、金属資源開発部門においても、例えば、ブラジルの資源メジャー企業である Vale 社と、ボツワナにおける金属資源探査のための衛星画像解析に係る協力関係についてM</p>
土木研究所	<p>国内外の政府機関、研究機関等多岐にわたる機関からの要請を受け、海外で積極的な研究成果・開発技術等の普及・活用促進に取り組むとともに、四川大地震等海外で発生した災害に対しても職員を派遣し、被害状況の把握、復旧対策等に関する技術的な支援を行い、国際貢献に寄与している。また、国際協力機構を通じ、国際研修の講師、短期専門家派遣等を行い、開発途上国での技術指導や専門家育成等に大きく貢献している。</p> <p>ICHARM においては、アジア開発銀行のPDA(ADB加盟発展途上国で、新たな考え方や手法の有効性を検証するための予算)で、フィリピンにおいて「山岳地土石流適応技術の検証」を実施している。また、アジア太平洋水フォーラムの活動の一環として12のハブネットワークを構築することとなり、ICHARMはその中において、水災害リスクの軽減と洪水管理をテーマとする知識ハブとしてH20年6月に認定され、域内の水災害防止・軽減に向けた諸活動に取り組んでいる。さらに、H21年3月トルコのイスタンブールで開催された第5回世界水フォーラムにおいて、ICHARMは日本水フォーラムとともに、水災害管理分野のトピックコーディネーター役を担当した。これらの活動を通じてICHARMの国際社会における存在感は着実に高まっている。</p>
建築研究所	<p>途上国から毎年35名程度受け入れ、地震学及び地震工学に関する研修を実施している。このうち、修士号取得が可能な1年間の研修では、既存の地震学コース及び地震工学コースに加えて、18年度に津波防災コースを新設した。19年9月には18ヶ国25名の研修生全員に修士号学位を授与した。19年10月からは16ヶ国26名を受け入れ、1年間の研修を実施している。また、ユネスコと協力して途上国の地震防災関係機関と連携してネットワーク構築し、途上国の地震災害軽減に取り組んでいる。</p> <p>また、ISO(国際標準化機構)への参画の他</p>
交通安全環境研究所	<p>昨年度に次の内容を記入(新規追加事項はなし)</p>
海上技術安全研究所	
港湾空港技術研究所	<p>津波や高潮防災技術の発展及び普及を目的とした「国際沿岸防災ワークショップ」の開催(インドネシア)、「港湾施設の戦略的維持管理セミナー」の開催(フィリピン)など、開発途上国の技術の普及、支援を積極的に行った。</p> <p>また、米国ヒューストン周辺でのハリケーン災害(20.9.13)、ミャンマーヤンゴンでの高潮災害(20.5.2)に関して緊急調査団を派遣し、被災状況の調査等を行った。</p>
電子航法研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・仏国 DSNA や仏国立科学センター、仏国ニースソフィアアンティポリス大学と共同研究契約を締結するとともに、英国レディング大学、オランダ NLR などとも共同研究開始に向けた調整を進めている。また、韓国 KARI やドイツ DLR との研究交流も活性化している。 ・当所主催で平成21年3月に「航空交通管理(ATM)/通信・航法・監視(CNS)に関する国際ワークショップ」を開催、ATM/CNSの研究開発に関して、量・質ともに、この規模の国際ワークショップが開催されたのはアジア初であり、国際活動を促進する取り組みとし
国立環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・二国間の環境保護協力協定及び科学技術協力協定の枠組み等のもとで、10ヶ国の研究機関と連携して、34件の国際共同研究を実施している。また、21年1月に打ち上げられた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)のデータ利用研究の促進を目的として行われた研究公募(第1回)に係る共同研究協定は9カ国28件となっている。 ・UNEP、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、OECD等の国際機関の活動やGEO(地球観測グループ)等の国際研究プログラムに積極的に参画したほか、気候変動枠組条約締約国会議の公式オブザーバステータスが認められ、20年12月のCOP14/MOP4(ポーランド)に参加した。 ・三カ国環境研究機関長会合(国立環境研究所、韓国国立環境科学院及び中国環境科学研究院)を札幌で開催し、新たな優先協力分野として、気候変動(生態影響、適応等)及び固形廃棄物(3R、リスク管理等)を加えること、研究者の交流を活性化すること等に合意した。

(3) 日本人研究者の海外派遣

(a) 派遣制度の状況

日本人研究者の海外派遣に関する制度、施策を常勤非任期付研究者、常勤任期付研究者、非常勤研究者ごとに整理する。

非任期付研究者については、多くの法人において在籍出向制度、転籍制度、長期在外研究員派遣制度、研究員研修派遣制度などの海外派遣制度が策定されている。海外派遣人数が27人と最も多い国際農林水産業研究センターでは「海外出張制度」によって職員派遣を行っている。それに次いで多い産業技術総合研究所では「在外研究職員制度」で13名、物質・材料研究機構では「在外研究員派遣制度」で9名が派遣されている。

任期付研究者を対象とした制度を有しているのは10法人である。非任期付常勤研究者に対する制度と同様の名称であり、常勤任期付研究者も制度の資格を有していると考えられる。そのほか、日本学術振興会の海外特別研究員制度、海外渡航制度を活用している法人もある。

非常勤研究者を対象とした制度を有している法人はない。

表 2-137 日本人研究者の海外派遣に関する制度、施策とその活用状況

法人名	1.非任期付雇用研究者を対象とした制度		利用 人数
	名称	内容	
沖縄科学技術研究基盤整備機構			0人
情報通信研究機構	在籍出向 転籍出向	在籍出向： 機構に在籍したまま出向先の業務に従事。 転籍出向： 機構への復籍を前提として理事長の要請により退職し、出向先の職員として出向先の業務に従事。	2人
酒類総合研究所			0人
放射線医学総合研究所	海外研修員派遣制度	2年以上継続勤務する職員を短期間(3ヶ月)或いは長期間(6ヶ月-2年)、渡航費、日当および宿泊費を研究所で負担し、研究機関、大学、国際機関等へ2名程度派遣する。	0人
防災科学技術研究所	防災科学技術研究所在外研究員派遣制度	科学技術国際協力に関連した研究・調査又は当該専門分野の試験研究・調査を行うこと並びに資質向上を図ることを目的に、最長1年間研究者を海外の大学又は試験研究機関へ派遣する。	1人
物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構 在外研究員派遣制度	定年制職員、若しくは任期制職員のフェロー(以下「職員」という)を海外(サバティカルは国内外)の研究機関又は大学に派遣し、研究を実施すること等によってその資質向上を図ること、又は科学技術国際協力に関連した研究・調査を行うことを主たる目的とする。	9人
理化学研究所			0人
海洋研究開発機構	在外研究員制度	機構の研究業務等の円滑な推進を図るとともに、職員の資質向上に資するため、海外の大学、研究機関等に一定期間(原則1年間)派遣する。	2人
宇宙航空研究開発機構	長期派遣研修制度	専門技術、知識及び経験の習得を図るとともに、幅広い視野の滋養により、将来のJAXAを担う若手職員の人材教育を行うため、大学・大学院・研究機関等に派遣する制度。	4人
国立科学博物館			0人
日本原子力研究開発機構	原子力留学制度	原子力留学制度は、資質向上を図るため、職員を海外の原子力研究開発機関又は利用関連機関等に1年間派遣している。	7人
国立健康・栄養研究所			0人
労働安全衛生総合研究所	(名称無し)	当研究所理事長の命により、研究協力協定を締結した海外の研究機関等で研究を遂行するもの	2人
医薬基盤研究所			0人
農業・食品産業技術総合研究機構	在外研究員制度	研究者の国際活動に対する資質を向上させるため、外国研究機関に長期(1年程度)、中期(3ヶ月以下)及び短期(1ヶ月以下)に在外派遣する。	8人
農業生物資源研究所	在外研究制度	今後の試験研究の中核となるべき研究職員の資質の向上を図るため、海外の研究機関等において研究等を行う場合に経費を補助する。	3人
農業環境技術研究所	長期在外研究員制度	今後の調査及び研究の中核となるべき職員の資質の向上を目的とし、海外の研究機関等へ派遣	0人
国際農林水産業研究センター	海外出張	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他の開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的として職員を派遣(出張)	27人
森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所職員の在籍派遣実施規程	国際協力等又は人材育成等の目的で、職員としての身分を保有したまま、職務を免じて、国際機関や民間企業等への派遣を可能とするもの。	3人
水産総合研究センター	1)独立行政法人水産総合研究センター長期在外研究員制度 2)独立行政法人水産総合研究センター職員経費保証在外研究 3)日本学術振興会海外特別研究員制度	1)運営費交付金により、研究職員の資質向上を図るため、外国の研究機関等で研究開発を実施させる(原則40歳未満、1年以内)。 2)他の機関による経費保証を受けて、研究職員を外国の研究機関等で研究開発を実施させる(原則50歳未満、1年以内)。 3)我が国の学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する制度	1)2人 2)1人 3)1人
産業技術総合研究所	産総研長期海外派遣「在外研究職員」制度	研究職員を1年間海外研究機関等に派遣し、国際的研究能力の向上、中長期的研究キャリア形成に資することを目的とする。	13人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構			0人
土木研究所	独立行政法人土木研究所 在外研究員派遣規程	学位取得、資質向上を目指した試験研究、共同研究等を対象として研究所での研究経歴が3～4年以上の研究員等を海外の大学又は試験研究機関等に派遣する。	1人
建築研究所			0人
交通安全環境研究所			0人
海上技術安全研究所	長期在外研究員派遣制度	若手研究者を海外の大学又は試験研究機関等に1年間派遣し、試験研究等を行うことにより資質向上を図るとともに国外の優れた試験研究機関等との研究交流、人材交流を推進。	1人
港湾空港技術研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所長期在外研究規定	若手研究者を対象に国外の優れた研究機関等との研究交流、人材交流を推進することを目的として1年間の在外研究を行う	1人
電子航法研究所	研究員の在外派遣に関する達	海外の研究期間又は大学等で研究等を通じて活動することにより、知見や交流を深めるなど研究員としての資質向上を図るとともに、研究所の海外交流や研究環境の発展	2人

法人名	1.非任期付雇用研究者を対象とした制度		
	名称	内容	利用人数
国立環境研究所	研究員派遣研修、 若手研究員派遣研修	に寄与するための制度。 顕著な業績を上げた研究職員(55歳以下)に研修の機会を与えることで、研究所の新たな方向性を探り、研究所の研究力を継続的に向上させることを目的としたもの。 若手研究者(37歳以下)に研鑽の機会を与えることで、研究所の研究力を継続的に向上させることを目的としたもの。	3人

法人名	2.非常勤研究者を対象とした制度		
	名称	内容	利用人数
沖縄科学技術研究基盤整備機構			0人
情報通信研究機構			0人
酒類総合研究所			0人
放射線医学総合研究所			
防災科学技術研究所			0人
物質・材料研究機構	なし		0人
理化学研究所			0人
海洋研究開発機構			0人
宇宙航空研究開発機構			0人
国立科学博物館			0人
日本原子力研究開発機構			0人
国立健康・栄養研究所			0人
労働安全衛生総合研究所			0人
医薬基盤研究所			0人
農業・食品産業技術総合研究機構			0人
農業生物資源研究所			0人
農業環境技術研究所			0人
国際農林水産業研究センター			0人
森林総合研究所			0人
水産総合研究センター			0人
産業技術総合研究所			0人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構			0人
土木研究所			0人
建築研究所			0人
交通安全環境研究所			0人
海上技術安全研究所			0人
港湾空港技術研究所			0人
電子航法研究所			0人
国立環境研究所			0人

法人名	3.常勤任期付研究者を対象とした制度		
	名称	内容	利用人数
沖縄科学技術研究基盤整備機構			0人
情報通信研究機構			0人
酒類総合研究所			0人
放射線医学総合研究所	海外研修員派遣制度	2年以上継続勤務する職員を短期間(3ヶ月)或いは長期間(6ヶ月-2年)、渡航費、日当および宿泊費を研究所で負担し、研究機関、大学、国際機関等へ2名程度派遣する。	0人
防災科学技術研究所			0人
物質・材料研究機構	独立行政法人物質・材料研究機構 在外研究員派遣制度	定年制職員、若しくは任期制職員のフェロー(以下「職員」という)を海外(サバティカルは国内外)の研究機関又は大学に派遣し、研究を実施すること等によってその資質向上を図ること、又は科学技術国際協力に関連した研究・調査を行うことを主たる目的とする。	0人
理化学研究所			0人
海洋研究開発機構	在外研究員制度 日本学術振興会(JSPS) 海外特別研究員	同左 特定の大学等研究機関において長期間(2年間)研究に専念できるよう支援する。	3人 2人 (2008年度派遣 中人数)
宇宙航空研究開発機構			0人
国立科学博物館			0人
日本原子力研究開発機構			0人
国立健康・栄養研究所			0人
労働安全衛生総合研究所			0人
医薬基盤研究所			0人
農業・食品産業技術総合研究機構			0人
農業生物資源研究所			0人
農業環境技術研究所	長期在外研究員制度	今後の調査及び研究の中核となるべき職員の資質の向上を目的とし、海外の研究機関等へ派遣	1人
国際農林水産業研究センター			0人
森林総合研究所			0人
水産総合研究センター	日本学術振興会特別研究員の海外渡航	特別研究員制度は優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることにより、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資することを目的として、大学院博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を特別研究員に採用し、研究奨励金を支給する制度。	1人
産業技術総合研究所	産総研長期海外派遣「在外研究職員」制度	研究職員を海外研究機関等において1年間研究業務に従事させることにより、国際的研究能力の向上、中長期的研究キャリア形成に資することを目的とする。派遣期間が申請者の任期内であれば、任期付常勤研究者も利用可能。	3人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構			0人
土木研究所			0人
建築研究所			0人
交通安全環境研究所			0人
海上技術安全研究所			0人
港湾空港技術研究所			0人
電子航法研究所			0人
国立環境研究所	研究員派遣研修、 若手研究員派遣研修	顕著な業績を上げた研究職員(55歳以下)に研修の機会を与えることで、研究所の新たな方向性を探り、研究所の研究力を継続的に向上させることを目的としたもの。 若手研究者(37歳以下)に研鑽の機会を与えることで、研究所の研究力を継続的に向上させることを目的としたもの。	0人

法人名	4.その他を対象とした制度		
	名称	内容	利用人数
沖縄科学技術研究基盤整備機構			0人
情報通信研究機構			0人
酒類総合研究所			0人
放射線医学総合研究所			
防災科学技術研究所			0人
物質・材料研究機構	なし		0人
理化学研究所			0人
海洋研究開発機構			0人
宇宙航空研究開発機構			0人
国立科学博物館			0人
日本原子力研究開発機構			0人
国立健康・栄養研究所			0人
労働安全衛生総合研究所	厚生労働科学研究費補助金推進事業(日本人研究者派遣事業)	厚生労働科学研究費補助金として採択された課題の主任研究者からの推薦に基づき、国内の若手研究者を海外に派遣するもの	1人
医薬基盤研究所			0人
農業・食品産業技術総合研究機構			0人
農業生物資源研究所	ギャランティ制度	派遣先からの経費補助によるもの。	1人
農業環境技術研究所			0人
国際農林水産業研究センター	国際農林水産業研究センター特別派遣研究員	当法人が行う海外における研究活動を補強し、研究の進行を加速させると共に、我が国の今後の国際研究の発展を担う人材の育成を目的として、センターが推進するプロジェクトサイトへ大学院生、ポスドク研究者を派遣	7人
森林総合研究所			0人
水産総合研究センター			0人
産業技術総合研究所	研究ユニットの裁量による派遣	研究ユニットの裁量により、研究職員を海外に派遣する。	12人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構			0人
土木研究所			0人
建築研究所			0人
交通安全環境研究所			0人
海上技術安全研究所			0人
港湾空港技術研究所			0人
電子航法研究所			0人
国立環境研究所			0人

(b) 海外派遣先の状況

日本人研究者の海外派遣先について整理する。

最も多い派遣先はアメリカであり、回答のあった 19 法人のうち 12 法人でアメリカが第一位の派遣先であった。次いで 4 法人がイギリスを 1 位としている（内、1 法人はアメリカ、イギリスともに同数で 1 位）。1 位から 3 位までを概観しても、アメリカ、イギリスが派遣先として大きな比重を占めている。その他では、ドイツ、フランス、オランダ、イタリア、デンマーク、ノルウェーなどの西欧・北欧諸国が多い。それ以外には中国、タイ、韓国、ベトナム、オーストラリア、カナダなどがあげられている。

表 2-138 海外派遣先国の状況

法人名	海外派遣先国名		
	1 位	2 位	3 位
沖縄科学技術研究基盤整備機構			
情報通信研究機構	アメリカ / 韓国		
酒類総合研究所			
放射線医学総合研究所	該当なし		
防災科学技術研究所	米国	イタリア	韓国
物質・材料研究機構	アメリカ	イギリス、カナダ、ドイツ(同位)	
理化学研究所			
海洋研究開発機構	米国(5名)	英国(2名)	
宇宙航空研究開発機構	アメリカ	イギリス・ベルギー	
国立科学博物館			
日本原子力研究開発機構	アメリカ	ドイツ	
国立健康・栄養研究所			
労働安全衛生総合研究所	米国、英国、カナダ		
医薬基盤研究所			
農業・食品産業技術総合研究機構	アメリカ	フィリピン	タイ
農業生物資源研究所	米国	ドイツ	タイ
農業環境技術研究所	中華人民共和国	アメリカ合衆国	オーストラリア
国際農林水産業研究センター	タイ	マレーシア	ベトナム
森林総合研究所	ベトナム	インドネシア	イギリス
水産総合研究センター	米国	カナダ、デンマーク、ノルウェー	
産業技術総合研究所	米国	フランス	カナダ、ドイツ
石油天然ガス・金属鉱物資源機構			
土木研究所	英国	米国	フランス
建築研究所			
交通安全環境研究所			
海上技術安全研究所	英国、オランダ、フランス(各2名)		
港湾空港技術研究所	イギリス		
電子航法研究所	アメリカ	オランダ	
国立環境研究所	アメリカ	イギリス	オランダ

(4) 海外からの招聘の概況

研究者の海外からの招聘の状況を整理する。

上位3位までは、アメリカ、イギリス、フランス、その他西欧・北欧や、中国、タイ、韓国などのアジアが多い。また、招聘先にはマレーシア、インドネシア、バングラデシュ、インド、スリランカ、イラン、エジプトなどの発展途上国もあり、日本人研究者の海外派遣先国と比べてかなりバラエティーに富んでいるといえることができる。

表 2-139 海外からの招聘の状況

法人名	海外からの招聘先国名		
	1位	2位	3位
沖縄科学技術研究基盤整備機構	イギリス	アメリカ	フランス
情報通信研究機構	中国	アメリカ/フランス/イタリア/ポルトガル	
酒類総合研究所	韓国		
放射線医学総合研究所	中国	タイ、スリランカ、ポーランド、チェコ	
防災科学技術研究所	米国	韓国	-
物質・材料研究機構	中国	インド	韓国
理化学研究所			
海洋研究開発機構	フランス(3名)	中国(2名)	ドイツ、スペイン、オランダ、インドネシア、エジプト(各1名)
宇宙航空研究開発機構	大韓民国	タイ	スリランカ・フランス・カメルーン
国立科学博物館			
日本原子力研究開発機構	フランス	中国	ロシア
国立健康・栄養研究所	マレーシア	韓国	中国
労働安全衛生総合研究所	中華人民共和国	タイ、カナダ	
医薬基盤研究所			
農業・食品産業技術総合研究機構	インド	ナイジェリア	
農業生物資源研究所	中国	インド	イラン
農業環境技術研究所	大韓民国	中華人民共和国	ニュージーランド
国際農林水産業研究センター	タイ(以下、3カ国とも2名で同数)	インドネシア	エジプト
森林総合研究所	中国	バングラデシュ	カナダ
水産総合研究センター	インド、フランス		
産業技術総合研究所	中国	韓国	フランス
石油天然ガス・金属鉱物資源機構			
土木研究所	米国	スウェーデン	
建築研究所			
交通安全環境研究所			
海上技術安全研究所			
港湾空港技術研究所	韓国	中国	
電子航法研究所			
国立環境研究所	中国	韓国	インド

2.11 その他の法人活動

2.11.1 目的積立金の申請・認定・活用

(1) 目的積立金の申請・認定・活用

目的積立金は研究開発独法の経営努力の成果として積み立てられたものである。平成 20 年度における申請額は 3.23 億円であり、前年度の 3.74 億円と比べて 13.6% 減少した。内訳は「知的財産収入」が 3.22 億円であった。

平成 20 年度分に関しては申請の認定額が確定していないため、平成 19 年度の数値で算出すると、申請額は 3.74 億円に対して認定額は 2.93 億円であり、承認額の割合は 78% であった。

目的積立金を申請している研究開発独法は例年 5 法人程度である。平成 20 年度において申請額が最も多かったのは産業技術総合研究所で全体の約 8 割を占めている。次いで物質・材料研究機構、理化学研究所となっている。

(2) 中期目標期間をまたいだ繰越

目的積立金は中期目標期間をまたいで繰り越すことは原則としてできないこととなっている。しかし、理化学研究所では、平成 19 年度が第 1 期中期目標期間最終年であったが、総務省行政管理局が定める経営努力基準を満たしていたことから、次期中期目標期間繰越積立金の内数として積立金の処分申請を行い、第 2 期に繰り越している。

表 2-140 目的積立金の申請額・認定額

法人名	目的積立金の申請額(千円)					知的財産収入による申請分									
						内、認定された金額									
	2004	2005	2006	2007	2008	2004	2005	2006	2007	2008	2004	2005	2006	2007	2008
沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
情報通信研究機構	13,617	70,429	0	0	0	13,617	10,671	0	0	0	11,484	1,907	0	0	0
酒類総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放射線医学総合研究所	0	0	11,428	4,413	1,085	0	0	11,428	4,413	1,085	0	0	11,428	4,413	0
防災科学技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物質・材料研究機構	0	0	8,519	31,555	33,685	0	0	8,519	31,555	33,685	0	0	8,519	31,555	0
理化学研究所	14,854	0	21,845	45,254	24,916	14,854	0	21,845	45,254	24,916	0	0	21,845	45,254	0
海洋研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇宙航空研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立科学博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本原子力研究開発機構	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
国立健康・栄養研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働安全衛生総合研究所	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
医薬基盤研究所	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
農業生物資源研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業環境技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林総合研究所	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
水産総合研究センター	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
産業技術総合研究所	0	275,035	275,679	276,241	262,540	0	217,390	215,943	216,161	262,540	0	135,765	215,733	208,244	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	447,231	317,166	3,210,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木研究所	-	-	45,049	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
建築研究所	18,967	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通安全環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上技術安全研究所	1,846	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾空港技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電子航法研究所	0	0	0	16,486	1,002	0	0	0	202	29	0	0	0	202	0
国立環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	496,515	662,630	3,572,874	373,949	323,228	28,471	228,061	257,735	297,585	322,255	11,484	137,672	257,525	289,668	0
平均	23,644	30,120	127,603	12,895	11,146	1,356	10,366	9,205	10,262	11,112	547	6,258	9,197	9,989	0
研究者1人当たり	51	66	250	25	21	3	23	18	20	21	1	14	18	19	0
前年度比	-	33.5%	439.2%	-89.5%	-13.6%	-	701.0%	13.0%	15.5%	8.3%	-	1098.8%	87.1%	12.5%	-100.0%
集計対象法人数	21	22	28	29	29	21	22	28	29	29	21	22	28	29	29

法人名	上記以外の申請分									
	内、認定された金額									
	2004	2005	2006	2007	2008	2004	2005	2006	2007	2008
沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
情報通信研究機構	0	59,758	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放射線医学総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災科学技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物質・材料研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
理化学研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海洋研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇宙航空研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立科学博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本原子力研究開発機構	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
国立健康・栄養研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働安全衛生総合研究所	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
医薬基盤研究所	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
農業生物資源研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業環境技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林総合研究所	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
水産総合研究センター	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
産業技術総合研究所	0	57,645	59,736	60,080	0	0	3,315	8,994	0	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	447,231	317,166	3,210,354	0	0	447,231	317,166	3,210,354	0	0
土木研究所	-	-	45,049	0	0	-	-	44,949	0	0
建築研究所	18,967	0	0	0	0	9,037	0	0	0	0
交通安全環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上技術安全研究所	1,846	0	0	0	0	1,846	0	0	0	0
港湾空港技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電子航法研究所	0	0	0	16,284	973	0	0	0	3,206	0
国立環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	468,044	434,569	3,315,139	76,364	973	458,114	320,481	3,264,297	3,206	0
平均	22,288	19,753	118,398	2,633	34	21,815	14,567	116,582	111	0
研究者1人当たり	48	43	232	5	0	47	32	229	0	0
前年度比	-	-7.2%	662.9%	-97.7%	-98.7%	-	-30.0%	918.6%	-99.9%	-100.0%
集計対象法人数	21	22	28	29	29	21	22	28	29	29

表 2-141 目的積立金の認定基準改定に伴う変化・認定された目的積立金の活用状況

法人名	目的積立金の認定基準改定に伴う変化・認定された目的積立金の活用状況
沖縄科学技術研究基盤整備機構	特になし
情報通信研究機構	
酒類総合研究所	中期目標期間の最終年度ではないので、特に対応していない。
放射線医学総合研究所	長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日 閣議決定)を受け、研究開発独立行政法人のインセンティブ確保の観点から、特許等による知的財産収入に基づく利益のすべてが経営努力によるものとして認められることとなり、平成18年度 11,428千円及び平成19年度 4,413千円と申請額全額について認定された。 なお、認定された目的積立金については、本中期目標期間が終了する平成22年度末までに中期計画に定める使途に充てる予定である。
防災科学技術研究所	
物質・材料研究機構	これまでは「積立金」として利益処分を行っていたところであるが、目的積立金の認定基準改定に伴い、目的積立金の申請が容易になったものと実感している。結果として、平成18年度においては8,518,700円、平成19年度においては31,554,935円の目的積立金の認定を受けた。なお、認定された目的積立金については、今後認定される目的積立金とあわせて、当機構の研究促進対策等のために有効に活用していく予定である。平成20年度分においては現在、大臣承認の申請中。
理化学研究所	「独立行政法人の経営努力認定について」(総務省行政管理局)のとおり、目的積立金の認定基準が緩和されたことにより、平成18事業年度以降損益計算書上利益が生じた場合は知的財産収入に基づいた利益を算出し、目的積立金(平成19年度分は中期目標期間最終年度のため目的積立金相当額の次期中期目標期間繰越積立金)として申請を行い、満額承認されているところである。 なお、当該積立金(平成19年度分)の平成20事業年度における活用状況については、当該年度が第2期中期目標期間の最初の年度であり、使途につき検討を要していることから、満額平成21年度に繰り越した。
海洋研究開発機構	独立行政法人化以降、目的積立金の申請を行っていないため、現段階において認定基準の改定が実施されたことによる影響はない。
宇宙航空研究開発機構	平成20年度末時点において目的積立金は計上していない。
国立科学博物館	当法人では目的積立金の申請は行っていない。
日本原子力研究開発機構	当機構において目的積立金はないため、活用状況についての該当はない。
国立健康・栄養研究所	平成13年度の利益剰余金を目的積立金として承認を受け、目的にそった備品等の購入費にあてた。
労働安全衛生総合研究所	・ 当研究所においては、目的積立金を保有していない。
医薬基盤研究所	特になし。(目的積立金の申請はしていない)
農業・食品産業技術総合研究機構	
農業生物資源研究所	該当なし
農業環境技術研究所	該当なし
国際農林水産業研究センター	該当なし。(2004年度以降、目的積立金の申請及び認定されたものはない。)
森林総合研究所	平成20年度は、目的積立金の認定基準に達していなかったことから、目的積立金は計上していません。
水産総合研究センター	
産業技術総合研究所	知的財産収入については、認定基準の改定により独法化以降の収入が経営努力として認定されるようになったことを受けて、平成18年度決算は目的積立金の認定額が前年度から増加となっている。また、具体的な基準が示されたことにより、目的積立金の認定に関する基準等が明確なものとなってきており事務手続きの効率化にもなっていると思慮。 また、平成20年度から中国センターの移転整備に必要な財源の一部として目的積立金を活用している。 なお、第2期中期計画の期間においては、目的積立金を以下の使途に活用する予定としている。 ・ 用地の取得 ・ 施設の新営及び増改築 ・ 任期付職員の新規雇用 等
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	知的財産収入による目的積立金の計上のための認定申請は行っていないため、当機構における状況の変化はない。 知的財産収入以外の目的積立金に関しては、平成20年度における認定額及び使用の実績はなし。 なお、過去(平成16年度から平成19年度)における知的財産収入以外の目的積立金の使用状況は

法人名	目的積立金の認定基準改定に伴う変化・認定された目的積立金の活用状況
	<p>次のとおり。</p> <p>(認定された目的積立金の活用状況)</p> <p>・希少金属鉱産物の売却益を希少金属鉱産物備蓄積立金(目的積立金)へ計上(累計額: 3,978,723千円)し、中期計画に定める剰余金の</p> <p>用途のうち、希少金属鉱産物備蓄業務と関連する下記の用途に使用した。</p> <p>備蓄資産の買入れのための借入金利息の支払い(173,103千円)</p> <p>備蓄に必要な保管経費(18,875千円)</p> <p>備蓄資産の買入のための借入金(債券)の返済(3,786,745千円)</p>
土木研究所	現時点では目的積立金を使用していないため、活用状況については回答できないが、認定された目的積立金については、中期計画における「剰余金の用途」に定めたとおり、「研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及」に使用することとしている。
建築研究所	日常生活の場における犯罪に対する不安の増大、高齢化の進展等による建築物に関わる生活事故の増加傾向や市街地環境に対する国民の意識の高まりを背景として、住宅・市街地環境の安全・安心性能の向上が求められていることから「住宅・市街地の日常的な安全・安心性能の向上のための技術開発」の研究開発を推進するため、平成17年度に「研究開発及び研究基盤整備積立金」を活用し、ユニバーサルデザイン実験棟の整備を行った。
交通安全環境研究所	
海上技術安全研究所	
港湾空港技術研究所	平成20年度は目的積立金を計上していない。
電子航法研究所	承認された目的積立金については、平成22年度に開催を計画している「第2回国際ワークショップ」など国際交流事業での活用を検討している。
国立環境研究所	

表 2-142 中期目標期間をまたいだ、目的積立金の繰り越しの認定状況

法人名	中期目標期間をまたいだ、目的積立金の繰り越しの認定状況
沖縄科学技術研究基盤整備機構	
情報通信研究機構	
酒類総合研究所	
放射線医学総合研究所	
防災科学技術研究所	
物質・材料研究機構	該当なし
理化学研究所	平成 19 事業年度は第 1 期中期目標期間最終年度であったため、目的積立金の申請の代わりに、特許権収入に係る利益について、「独立行政法人の経営努力認定について」(総務省行政管理局)に定めるところの経営努力認定基準を満たしていたため、当該年度の経営努力としての目的積立金相当額として、45,254 千円を通則法第 44 条第 1 項積立金(次期中期目標期間繰越積立金)の内数として積立金の処分申請を行い、財務大臣との協議を経て文部科学大臣の承認を受け、当該金額全て第 2 期中期目標期間に繰越しているところである。 併せて、次期中期目標期間への積立金の繰り越しに係る課題については、「次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて」(総務省行政管理局)によれば、現金を伴う案件に係る繰越を厳しく制限しているため、第 1 期中期目標期間に係る事業に対する支払いで翌期に確実に支払いが必要となる案件の場合は、(例えば、消費税の認識時期の相違により発生する消費税還付金に対応する消費税の支払いについては)合理的事由の一つとして整理していただくことを引き続きお願いしたい。
海洋研究開発機構	前中期目標期間の終了時期は平成 20 年度末である。期間終了時に目的積立金の積立額はなかったため、繰り越しも行っていない。
宇宙航空研究開発機構	
国立科学博物館	当法人では目的積立金の申請はしていない。
日本原子力研究開発機構	当機構は、現在、第 1 期中期目標期間中であり、該当はない。
国立健康・栄養研究所	該当なし
労働安全衛生総合研究所	・ 当研究所においては、目的積立金を保有していない。
医薬基盤研究所	特になし。(目的積立金の申請はしていない)
農業・食品産業技術総合研究機構	
農業生物資源研究所	該当なし
農業環境技術研究所	該当なし
国際農林水産業研究センター	該当なし。(「次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて」(平成 19 年 7 月 4 日改訂)以降に中期目標期間の終了を向かえていない。)
森林総合研究所	該当なし
水産総合研究センター	
産業技術総合研究所	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	前中期目標期間終了年度である平成 19 年度末の目的積立金残高は 0 円。したがって、中期目標期間をまたいでの目的積立金の繰り越しはなし。
土木研究所	
建築研究所	該当なし
交通安全環境研究所	
海上技術安全研究所	
港湾空港技術研究所	
電子航法研究所	
国立環境研究所	